

# 川口市障害児者総合福祉計画

(障害者福祉計画：平成 30～35 年度)

(第 5 期障害者自立支援福祉計画：平成 30～32 年度)

(第 1 期障害児福祉計画：平成 30～32 年度)

(骨子案)

平成 29 年 11 月

川 口 市

# 目次

<b>第1章</b>	<b>計画の策定にあたって</b> . . . . .	<b>1</b>
1	策定の背景と趣旨 . . . . .	1
2	障害者福祉計画、障害者自立支援福祉計画、障害児福祉計画 . . . . .	3
3	計画の位置づけ . . . . .	4
4	計画の期間 . . . . .	4
5	計画の策定方法 . . . . .	5
6	障害者の範囲 . . . . .	7
<b>第2章</b>	<b>障害者の現状と主要課題</b> . . . . .	<b>8</b>
1	障害者の現状 . . . . .	8
2	障害者の生活状況 . . . . .	19
3	障害者施策推進のための主要課題 . . . . .	30
<b>第3章</b>	<b>計画の基本的な考え方</b> . . . . .	<b>31</b>
1	基本理念 . . . . .	31
2	基本目標 . . . . .	32
3	基本施策 . . . . .	33
	〈施策の体系〉 . . . . .	38
	〈推進事業〉 . . . . .	40
<b>第4章</b>	<b>重点施策「将来にわたる安心施策」</b> . . . . .	<b>44</b>
1	障害者と家族の高齢化への対応 . . . . .	45
2	障害者の地域生活支援 . . . . .	46
3	障害者の就労支援 . . . . .	47
4	災害時の障害者への支援体制の整備 . . . . .	48
<b>第5章</b>	<b>障害者施策の総合的展開</b> . . . . .	<b>49</b>
<b>第6章</b>	<b>サービス必要量の見込み</b> . . . . .	<b>50</b>
1	平成32年度の目標値 . . . . .	50
2	目標達成のためのサービス体系 . . . . .	54
3	サービス必要量の見込みと確保方策 . . . . .	56
<b>第7章</b>	<b>計画の推進のために</b> . . . . .	<b>57</b>
1	各主体の役割 . . . . .	57
2	計画を円滑に推進するための取組み . . . . .	59

資料編 . . . . .

- 1 川口市障害者福祉計画等策定委員会 . . . . .
- 2 川口市障害者福祉計画等策定委員会専門部会 . . . . .
- 3 用語解説 . . . . .

「障害」という言葉については、法律用語では漢字表記ですが、昨今各地域において「障がい」あるいは「しょうがい」といった表記もみられます。本市では、漢字表記で「障害」とすることとしています。

また、本文中 ※印を付した用語については、資料編の「● 用語解説」を参照してください。



# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 策定の背景と趣旨

### （国・県の動向）

平成15年4月、身体障害者及び知的障害者を対象とした支援費制度が導入され、措置制度から契約制度へ転換し、利用者がサービスを選択・決定できるようになりました。その後、平成17年4月に発達障害\*者支援法が、平成18年4月には障害者自立支援法が施行され、障害者の地域生活の支援体制も大きく変わりました。

平成18年12月には国連総会で「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」が採択され、平成20年5月に発効しました。その後、障害者権利条約の締結に向けた国内法の整備をはじめとする障害者制度改革が進められ、平成23年8月に障害者基本法が改正され、地域社会における共生等の新たな視点が盛り込まれました。平成24年6月の「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」の成立を受け、平成25年4月に障害者自立支援法が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」として改正され、制度の狭間にいた難病等が障害に加わりました。また、平成24年10月には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」、平成25年4月には「**国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）**」が施行されました。

平成25年6月には、障害者への合理的配慮などを求める「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が成立（平成28年4月施行）し、平成26年1月に「障害者の権利に関する条約」に日本も締結しました。

平成28年6月には「障害者総合支援法」と「児童福祉法」が改正され、障害者が望む地域生活を支援するため、自立生活援助や就労定着支援といったサービス、高齢障害者の介護保険サービス利用時の負担軽減の仕組みなどが設けられました。また、障害児支援のニーズの多様化に対応するため、「障害児福祉計画」の策定が義務付けられました。さらには、国では『地域共生社会』（高齢者や障害者に限らず、地域のあらゆる住民が役割を持ち、ともに支え合いながら、自分らしく暮らすことのできる地域社会）という概念を示し、介護保険と障害福祉のサービスを一体的に提供できる「共生型サービス」を創設するなど、その実現に向けた取り組みを推進しています。

このように、近年における障害者施策は、障害者の自立と社会、経済、文化などのあらゆる分野への参加を促進することを目的として実施されてきました。県においても、国の制度改革の流れを見据えながら、障害者支援計画を策定し、障害のある人もない人も分け隔てられることなく、地域の中で共に育ち、学び、生活し、働き、活動できる社会（共生社会）の実現をめざし、施策を実施しています。

これからは、障害者基本法や障害者総合支援法を踏まえ、市町村が実施主体となり地域福祉の実現をめざし、障害者があらゆる分野において社会から分け隔てられることなく、障害者が自ら選択する生活を営むための支援の充実、平等な社会参加を基本とした施策を総合的に展開することが求められています。

## （市の動向）

本市では、平成25年3月にノーマライゼーション<sup>※</sup>、リハビリテーション<sup>※</sup>、ソーシャル・インクルージョン<sup>※</sup>の基本的考え方のもとに、「ともに支えあう地域の中で、すべての人が輝くまち」を基本理念とした川口市障害者福祉計画を策定し、総合的かつ計画的に障害者施策を進めてきました。また、平成27年3月には、障害者総合支援法に基づく、第4期川口市障害者自立支援福祉計画を策定し、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保と円滑な事業の実施に取り組んできました。~~なお、両計画には、障害児の視点も盛り込んでいます。~~

障害者施策は、福祉サービスにとどまらず、保健・医療、教育、雇用、住まい、防犯・防災、まちづくりなど広範囲にわたるだけでなく、高齢者福祉や子ども家庭福祉に比べて、ライフステージをまたがる支援を必要とする分野です。また、障害者総合支援法が制定されるまでは、「制度の谷間」にいた発達障害<sup>※</sup>や高次脳機能障害<sup>※</sup>、難病<sup>※</sup>などといった人たちへの支援、障害があるがゆえに差別や不利益を被るような人権問題への対応など、障害者が住み慣れた地域で安心して生活を送るためのきめ細かな取組みも求められます。

## （策定の趣旨）

この『川口市障害児者総合福祉計画』は、障害者福祉を取り巻く環境の変化やニーズに対応し、地域に暮らすすべての人がいきいきと生活できる社会の実現をめざして、障害者基本法、障害者総合支援法に基づき、現行の川口市障害者福祉計画（平成25年度～平成29年度）及び第4期川口市障害者自立支援福祉計画（平成27年度～平成29年度）を見直し策定するものです。また、児童福祉法の改正に基づき、新たに策定することとなった障害児福祉計画を包含するものとして策定します。

また、本市は平成30年4月から中核市に移行します。障害保健福祉行政の権限の一部が移譲されることから、中核市にふさわしい取組みを推進してまいります。

## 2 障害者福祉計画、障害者自立支援福祉計画、障害児福祉計画

現在、本市には、障害者に関わる行政計画として、川口市障害者福祉計画と川口市障害者自立支援福祉計画の2計画があります。今回、児童福祉法の改正により新たに策定することとなった川口市障害児福祉計画とあわせると、3計画となります。

### ◆川口市障害者福祉計画

川口市障害者福祉計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく法定計画であり、本市における障害者に関する総合的な施策について基本計画を定めるものです。

#### 【施策の内容】

障害者の権利擁護、社会参加、保健・医療・福祉、療育※、教育、移動手段・生活環境、市民への意識啓発などさまざまな施策を定める。また、障害者自立支援福祉計画に位置づけられている障害福祉サービスのあり方も包含する。

### ◆川口市障害者自立支援福祉計画

川口市障害者自立支援福祉計画は、障害者総合支援法第88条第1項に基づく法定計画であり、障害者が自立した日常生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業等を身近な地域において計画的に提供するための実施計画として定めるものです。

#### 【施策の内容】

生活・就労・居住等の支援を目的とする指定障害福祉サービスと地域生活支援事業の提供体制の整備とともに、サービス必要見込量の設定と見込量確保のための方策等を定める。

### ◆川口市障害児福祉計画

川口市障害児福祉計画は、児童福祉法第33条の20に基づく法定計画であり、障害児通所支援等の提供体制の確保、その他障害児通所支援等の円滑な実施に関する計画として定めるものです。

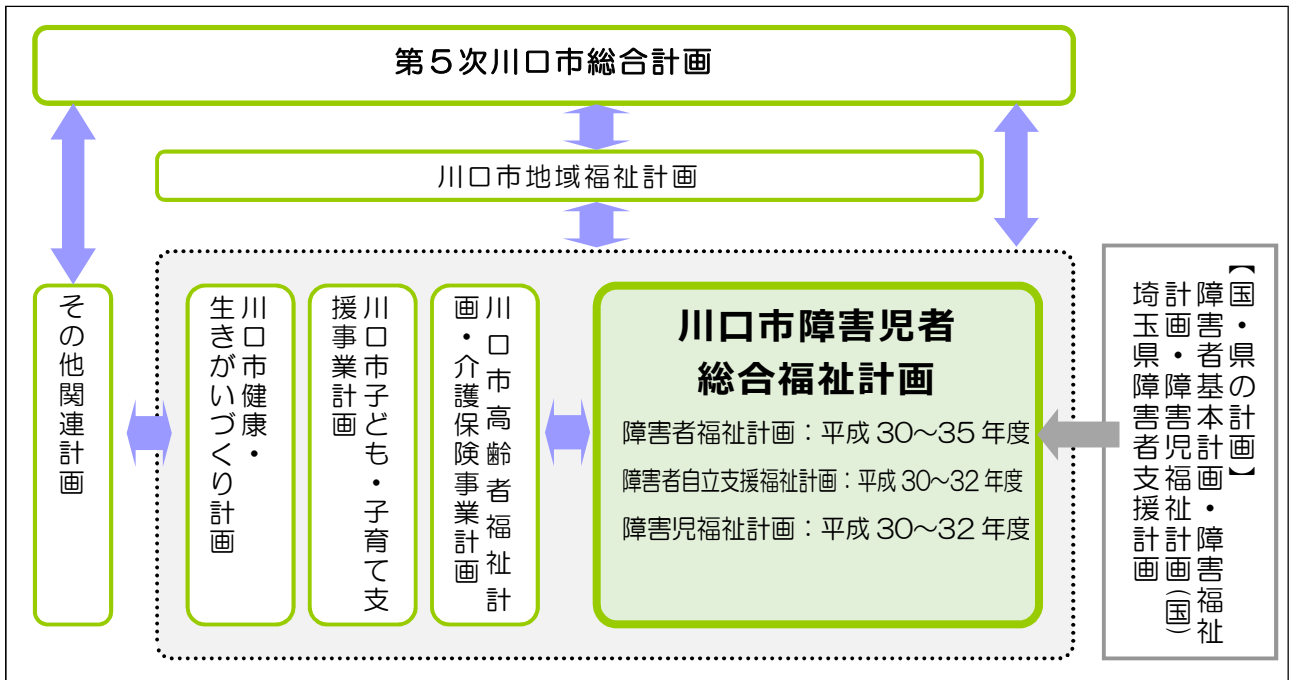
#### 【施策の内容】

障害福祉サービスと同様に障害児支援のニーズ等の把握・分析を踏まえ、障害児通所支援等の提供体制の整備とともに、サービス必要見込量の設定と見込量確保のための方策等を定める。

### 3 計画の位置づけ

この『川口市障害児者総合福祉計画』は、「障害者福祉計画」「障害者自立支援福祉計画」「障害児福祉計画」の3つを包含して策定するものであり、本市の上位計画である総合計画や地域福祉計画、関連する保健、福祉、子育て、住宅、まちづくり、防災等の計画と連携して推進されるものです。

■ 関連する諸計画との関係



### 4 計画の期間

この計画の期間は、平成30年度から平成35年度までの6か年です。

なお、障害者自立支援福祉計画及び障害児福祉計画については、3年ごとに定める法定計画であることから、平成32年度に見直しを行います。

■ 計画の期間

区 分	平成30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度	39年度	40年度	41年度
総合計画	第5次川口市総合計画（平成28～37年度）							第6次川口市総合計画				
	川口市障害児者総合福祉計画						(改訂) 川口市障害児者総合福祉計画					
障害者福祉計画	川口市障害者福祉計画						(改訂) 川口市障害者福祉計画					
障害者自立支援福祉計画	第5期		第6期		第7期		第8期					
障害児福祉計画	第1期		第2期		第3期		第4期					



## 5 計画の策定方法

### (1) 川口市障害者福祉計画等策定委員会での審議

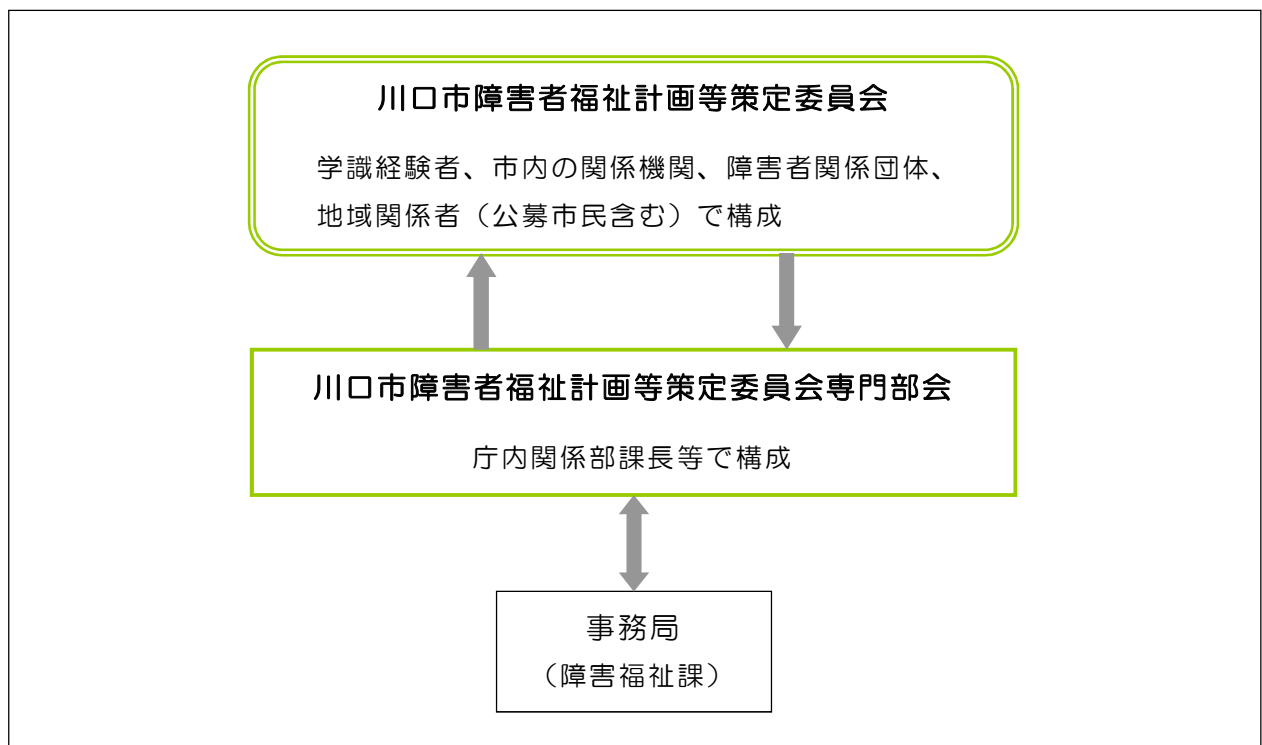
本計画の策定にあたっては、川口市障害者福祉計画等策定委員会において協議・検討を行いました。

策定委員会は、学識経験者や市内の関係機関、障害者関係団体、地域関係者の代表で構成され、公募市民も委員として参加しています。策定委員会での検討を通じて、広く市民等の意見を反映する体制を確保しました。

### (2) 庁内検討体制

庁内に、関係部課長等で構成する川口市障害者福祉計画等策定委員会専門部会を設置し、計画内容について検討を行いました。

#### ■ 計画策定の体制



### (3) 市民等の意見の反映等

#### ① 障害者、障害児、障害者関係団体、サービス提供事業所等の意見把握

本計画の策定にあたっては、**障害者ご本人や障害児の保護者**、一般市民、市内で活動する障害者関係団体、サービス提供事業所等へのアンケート調査を実施し、意見・要望等を把握しました。

また、障害者関係団体を対象にした意見交換会、知的障害者ご本人へのヒアリング調査も実施しました。

#### ■アンケート調査の概要

区 分	調査対象者	回収率（回収数）
①市民	18歳以上の川口市民のうち、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を持っている人、自立支援医療（精神通院医療）を利用している人の中から無作為に抽出した1,550人	56.2%（871人）
②子ども	障害者手帳を持っている18歳未満の市民の中から無作為に抽出した250人の保護者	67.6%（169人）
③施設利用	18歳以上の川口市民のうち、身体障害者手帳または療育手帳を持っている人で施設に入所している人の中から無作為に抽出した100人	64.0%（64人）
④一般市民	18歳以上の川口市民の中から無作為に抽出した300人	52.0%（156人）
⑤関係団体	障害者福祉団体（10団体）	80.0%（8団体）
⑥事業所	障害福祉サービス提供事業所（75事業所）	82.4%（61事業所）
	<b>2,285</b> 人・事業所	58.2%（1,329人・事業所）

#### ■意見交換会、ヒアリング調査の概要

区 分	概 要
意見交換会	<p>[第1回]</p> <p>目 的：障害者（<b>介助者</b>を含む）の生活実態と課題を把握する。</p> <p>実施対象：各障害別障害者団体関係者及び障害者21名</p> <p>実施時期：平成29年9月25日～9月26日</p> <p>[第2回]</p> <p>目 的：計画（案）に対する意見・要望を把握する。</p> <p>実施対象：障害者団体関係者及び障害者●名</p> <p>実施時期：平成●年●月●日</p>
知的障害者ヒアリング	<p>目 的：知的障害者の生活実態と課題を把握する。</p> <p>実施対象：市内のグループホームに入居、就労支援事業所で就労している知的障害者19名</p> <p>実施時期：平成29年9月28日～10月6日</p>

## ② パブリック・コメント

計画の策定にあたっては、計画案について広く市民から意見を募集し計画に反映させるため、パブリック・コメントを実施しました。

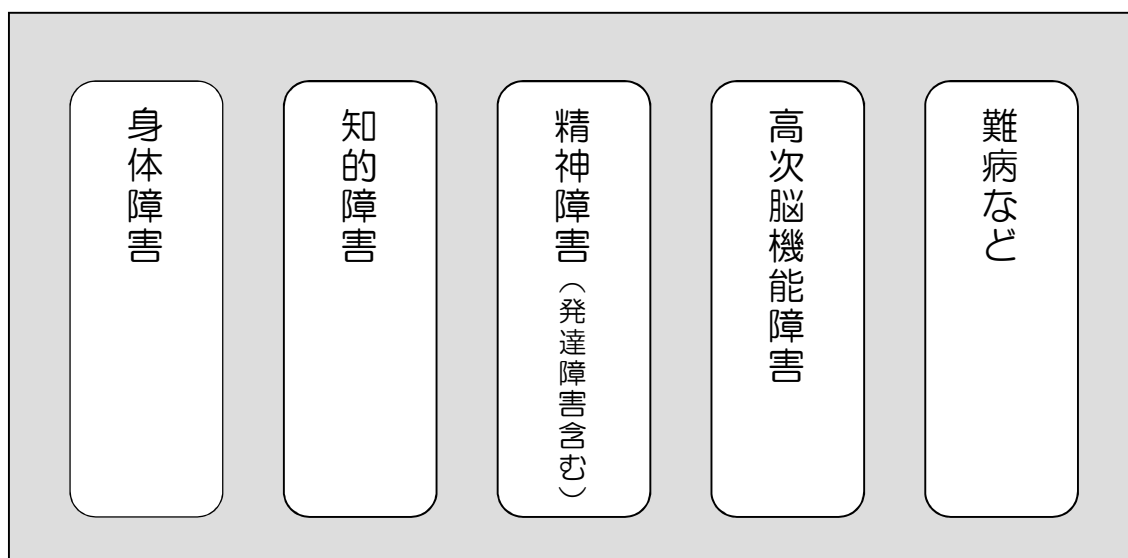
### ■意見募集の概要

区 分	実 施 概 要
意見募集期間	平成●年●月●日（●）～●月●日（●）
募集の周知方法	・「広報かわぐち」（平成●年●月号）において、パブリック・コメントの実施を広報 ・ホームページに計画案を掲載 ・障害福祉課及び市政情報コーナーで計画案を閲覧
意見の提出方法	書面の持参、郵送、FAX、電子メール

## 6 障害者の範囲

本計画では、障害者基本法第2条第1項に基づき、身体障害・知的障害・精神障害のほか、発達障害\*、高次脳機能障害\*並びに難病\*なども対象とします。

### ■障害者の範囲



## 第2章 障害者の現状と主要課題

### 1 障害者の現状

#### (1) 障害者数

平成29年3月31日現在、本市における障害者手帳所持者数は23,985人であり、このうち、身体障害者が16,908人(障害者数の70.5%)、知的障害者が3,487人(同14.5%)、精神障害者が3,590人(同15.0%)となっています。

平成24年度以降の推移をみると、いずれの障害者数も増加していますが、特に精神障害者の急増が顕著です。また、平成28年度の本市の人口に占める障害者数の割合は4.02%であり、障害者数はこの5年間に16.4%増加していることから、今後も障害者数が増えていくことが予想されます。

なお、平成29年3月31日現在の障害者自立支援医療(精神通院)受給者数は7,579人と、この5年間に26.8%増加しています。

#### ■人口及び障害者数の推移

(単位：人)

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	増加率
人 口	579,308	581,170	585,503	590,209	593,485	2.6%
身体障害者	15,263	15,842	16,312	16,701	16,908	10.8%
知的障害者	2,901	3,074	3,227	3,353	3,487	20.2%
精神障害者	2,435	2,680	3,034	3,322	3,590	47.4%
障害者合計	20,599	21,596	22,573	23,376	23,985	16.4%
障害者の割合	3.54%	3.69%	3.82%	3.94%	4.02%	0.48ポイント
(参 考)						
自立支援医療	5,979	6,364	6,814	7,194	7,579	26.8%

(注) 1 人口は住民基本台帳人口(各年度4月1日現在)

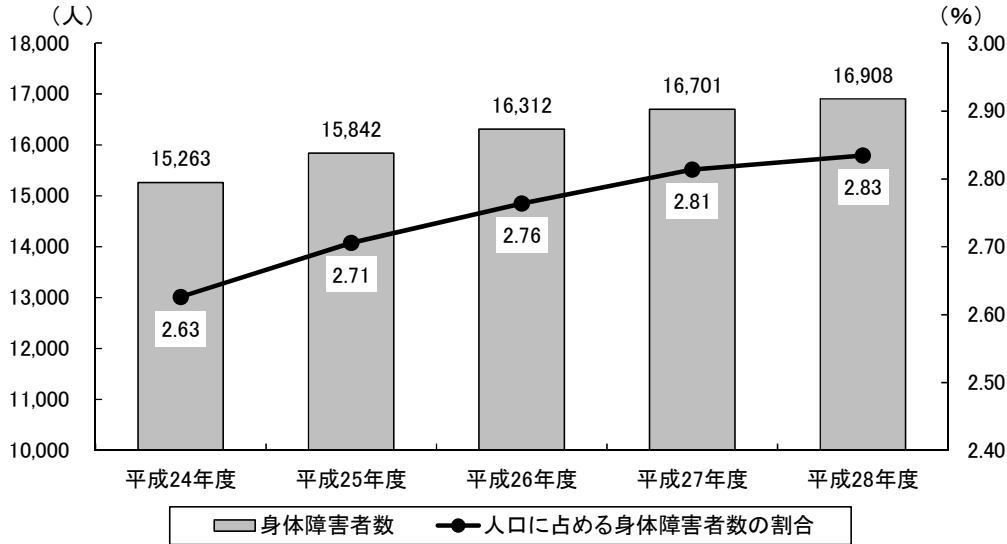
2 身体障害者、知的障害者及び精神障害者は各手帳所持者数、自立支援医療は障害者自立支援医療(精神通院)受給者数(各年度3月31日現在)

## (2) 身体障害者の状況

### ① 総数

身体障害者数は年々増加しており、平成 29 年 3 月 31 日現在で 16,908 人となっています。また、人口に占める身体障害者数の割合も、平成 24 年度の 2.63%から平成 28 年度には 2.83%へ上昇しています。

■ 身体障害者数の推移



(注) 各年度 3 月 31 日現在

### ② 障害種別

障害種別に見ると、平成 29 年 3 月 31 日現在で肢体不自由が最も多く 8,699 人(全体の 51.4%)、次いで内部障害が 5,578 人(同 33.0%)となっています。

■ 障害種別身体障害者数の推移

(単位：人)

区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
視覚障害	1,027 6.7%	1,056 6.7%	1,056 6.5%	1,096 6.6%	1,130 6.7%
聴覚・平衡機能障害	995 6.5%	1,022 6.5%	1,056 6.5%	1,127 6.7%	1,165 6.9%
音声・言語そしゃく機能障害	202 1.3%	203 1.3%	206 1.3%	201 1.2%	201 1.2%
肢体不自由	8,234 53.9%	8,543 53.9%	8,692 53.3%	8,719 52.2%	8,699 51.4%
内部障害	4,701 30.8%	4,907 31.0%	5,181 31.8%	5,430 32.5%	5,578 33.0%
免疫機能障害	104 0.7%	111 0.7%	121 0.7%	128 0.8%	135 0.8%
合計	15,263	15,842	16,312	16,701	16,908

(注) 1 各年度 3 月 31 日現在  
2 下段は構成比

### ③ 障害の等級別

障害の等級別にみると、平成 29 年 3 月 31 日現在で 1・2 級（重度）の人が 8,515 人（全体の 50.4%）、3・4 級（中度）の人が 6,649 人（同 39.3%）、5・6 級（軽度）の人が 1,744 人（同 10.3%）となっており、平成 24 年度に比べて**いずれの等級も**増加しています。

#### ■ 等級別身体障害者数の推移

（単位：人）

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
1 級	5,472 35.9%	5,676 35.8%	5,862 35.9%	5,994 35.9%	6,086 36.0%
2 級	2,315 15.2%	2,353 14.9%	2,393 14.7%	2,409 14.4%	2,429 14.4%
3 級	2,492 16.3%	2,610 16.5%	2,662 16.3%	2,653 15.9%	2,623 15.5%
4 級	3,483 22.8%	3,656 23.1%	3,798 23.3%	3,961 23.7%	4,026 23.8%
5 級	814 5.3%	852 5.4%	888 5.4%	926 5.5%	951 5.6%
6 級	687 4.5%	695 4.4%	709 4.3%	758 4.5%	793 4.7%
合 計	15,263	15,842	16,312	16,701	16,908

（注）1 各年度 3 月 31 日現在

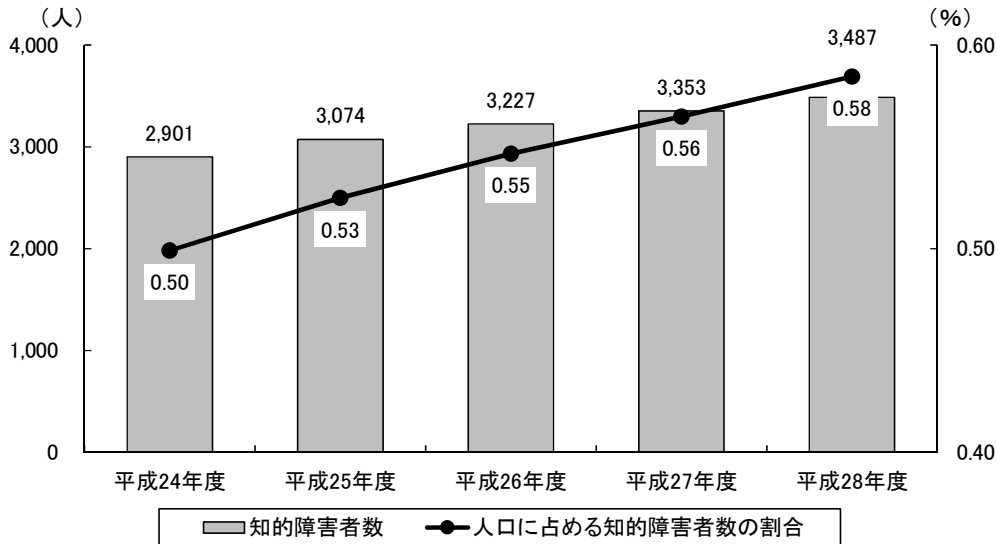
2 下段は構成比

### (3) 知的障害者の状況

#### ① 総数

知的障害者数は年々増加しており、平 29 年 3 月 31 日現在で 3,487 人となっています。また、人口に占める知的障害者数の割合も、平成 24 年度の 0.50%から平成 28 年度には 0.58%へ上昇しています。

■ 知的障害者数の推移



(注) 各年度 3 月 31 日現在

#### ② 障害の程度別

障害の程度別にみると、平成 29 年 3 月 31 日現在で最重度は 684 人（全体の 19.6%）、重度は 767 人（同 22.0%）、中度は 1,038 人（同 29.8%）、軽度は 998 人（同 28.6%）となっており、平成 24 年度に比べて特に軽度が増加しています。

■ 程度別知的障害者数の推移

(単位：人)

区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
最重度	619 21.3%	647 21.0%	666 20.6%	672 20.0%	684 19.6%
重 度	698 24.1%	706 23.0%	738 22.9%	752 22.4%	767 22.0%
中 度	871 30.0%	920 29.9%	952 29.5%	988 29.5%	1,038 29.8%
軽 度	713 24.6%	801 26.1%	871 27.0%	941 28.1%	998 28.6%
合 計	2,901	3,074	3,227	3,353	3,487

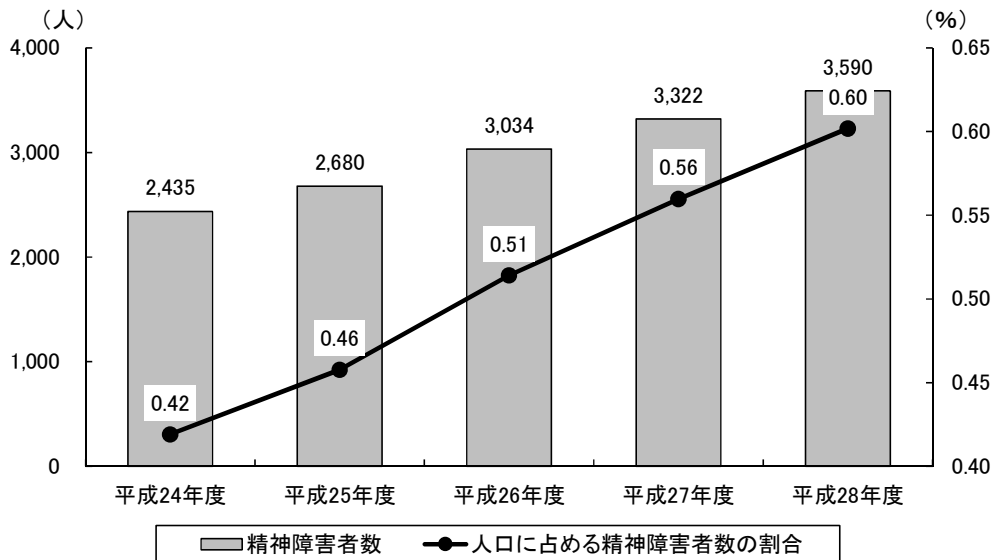
(注) 1 各年度 3 月 31 日現在  
2 下段は構成比

## (4) 精神障害者の状況

### ① 総数

精神障害者数は年々増加しており、平成 29 年 3 月 31 日現在で 3,590 人となっています。また、人口に占める精神障害者数の割合も、平成 24 年度の 0.42%から平成 28 年度には 0.60%へ上昇しています。

■精神障害者数の推移



(注) 各年度 3 月 31 日現在

### ② 障害の等級別

障害の等級別にみると、平成 29 年 3 月 31 日現在で 1 級が 333 人(全体の 9.3%)、2 級が 2,165 人(同 60.3%)、3 級が 1,092 人(同 30.4%)となっており、平成 24 年度に比べていずれの等級も増加しています。

■等級別精神障害者数の推移

(単位：人)

区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
1 級	207 8.5%	238 8.9%	281 9.3%	301 9.1%	333 9.3%
2 級	1,547 63.5%	1,674 62.5%	1,903 62.7%	2,042 61.5%	2,165 60.3%
3 級	681 28.0%	768 28.7%	850 28.0%	979 29.5%	1,092 30.4%
合計	2,435	2,680	3,034	3,322	3,590

(注) 1 各年度 3 月 31 日現在  
2 下段は構成比

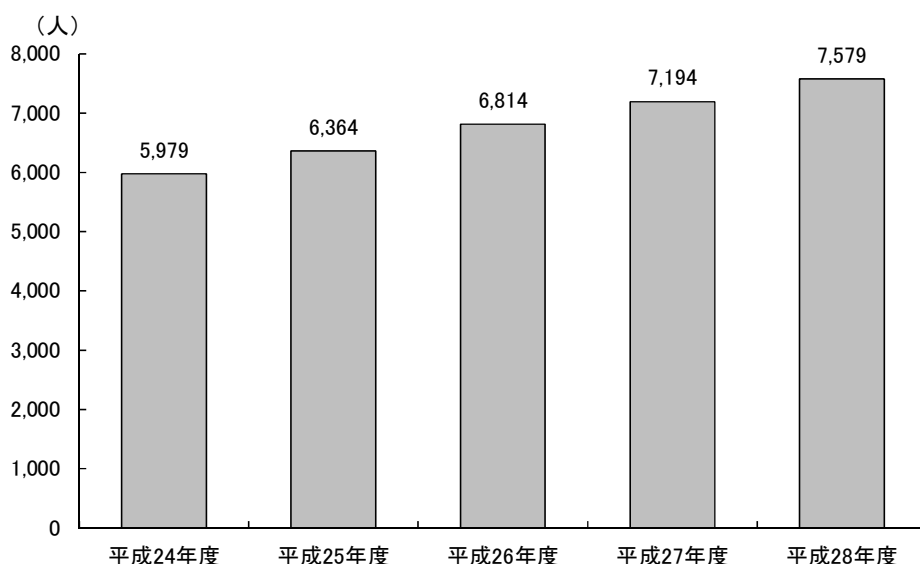


### ③ 障害者自立支援医療（精神通院）受給者

障害者自立支援医療（精神通院）受給者数は年々増加しており、平成29年3月31日現在で7,579人となっています。

疾病分類別にみると、「気分障害」「統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害」が30～40%台で推移しています。

■障害者自立支援医療（精神通院）受給者数の推移



(注) 各年度 3 月 31 日現在

■障害者自立支援医療（精神通院）受給者の疾病分類

(単位：人、%)

区分	平成 24 年度		平成 28 年度	
	人数	構成比	人数	構成比
01 気分障害	2,399	40.1%	3,143	41.5%
02 統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	2,016	33.7%	2,311	30.5%
03 神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害	424	7.1%	589	7.8%
04 てんかん	404	6.8%	436	5.8%
05 症状性を含む器質性精神障害	222	3.7%	315	4.2%
06 精神作用物質使用による精神及び行動の傷害	133	2.2%	173	2.3%
07 小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害	86	1.4%	145	1.9%
08 分類不明	95	1.6%	131	1.7%
09 心理的発達の障害	90	1.5%	199	2.6%
10 精神遅滞	59	1.0%	76	1.0%
11 成人の人格及び行動の傷害	28	0.5%	30	0.4%
12 生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群	28	0.5%	31	0.4%
合計	5,984	100.0%	7,579	100.0%

(注) 各年度 3 月 31 日現在

資料提供：川口市障害福祉課

## (5) 障害児の就学状況

### ① 障害児の就学状況

市内の小・中学校特別支援学級及び通級指導教室に通う児童生徒数は年々増加しており、平成29年4月1日現在で特別支援学級に通う小学生が324人、中学生が184人、通級指導教室に通う小中学生が277人となっています。

#### ■市内の特別支援学級・通級指導教室児童生徒数の推移

(単位：人)

区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
特別支援学級（小学生）	230	240	248	283	324
知的障害	119	124	125	141	171
情緒障害	111	116	123	142	153
特別支援学級（中学生）	150	141	142	148	184
知的障害	80	81	79	82	93
情緒障害	70	60	63	66	91
通級指導教室（小中学生）	185	196	227	267	277
難聴・言語障害	119	122	137	159	181
発達障害・情緒障害	66	74	90	108	96

(注) 各年度4月1日現在  
資料提供：川口市指導課

平成28年5月1日現在、県内の特別支援学級に通う児童生徒数は7,290人、特別支援学校に通う幼児児童生徒数は7,375人となっており、このうち、義務教育段階の児童生徒数は14,675人で、県内学齢児童生徒数(568,302人)の2.6%にあたります。また、通級指導教室で教育を受けている児童生徒数は3,449人となっています。

#### ■県における特別支援教育の状況

(単位：人)

区分		平成28年度	
			構成比
特別支援学級	小学校	4,878	26.9%
	中学校	2,412	13.3%
	小計	7,290	40.2%
通級指導教室		3,449	19.0%
特別支援学校	幼稚部	56	0.3%
	小学部	2,411	13.3%
	中学部	1,525	8.4%
	高等部	3,339	18.4%
	高等部専攻科	44	0.2%
	小計	7,375	40.7%
合計		18,114	100.0%

(注) 5月1日現在  
資料：埼玉の特別支援教育（平成28年度）

## ■県における学校種別・障害別特別支援教育の状況

(単位：人)

区 分		平成28年度	
			構成比
特別支援 学級 (小・中学校)	知的障害	4,044	55.5%
	肢体不自由	44	1.0%
	身体虚弱	18	0.2%
	弱 視	17	0.2%
	難 聴	2	0.0%
	言語障害	1	0.0%
	自閉症・情緒障害	3,164	43.4%
合 計	7,290	100.0%	
特別支援 学校 (小・中学部)	視覚障害	48	1.3%
	聴覚障害	172	4.5%
	病 弱	115	3.0%
	肢体不自由	832	22.0%
	知的障害	2,615	69.1%
	合 計	3,782	100.0%

(注) 5月1日現在

資料：埼玉の特別支援教育（平成28年度）

## ② 特別支援学校卒業生の進路

県内の特別支援学校高等部卒業生の進路状況は、平成24年度以降「就職」「授産所・施設等」が全体の9割前後を占めており、多くの卒業生は高等学校に準じた教育で終わっています。

## ■県内特別支援学校（県公立・国立）高等部卒業生の進路状況の推移

(単位：人)

区 分	進 学	就 職	職業訓練校	リハビリ センター	授産所・ 施設等	在家庭	家事手伝い	その他	合 計
平成24年度	17	270	10	9	574	8	4	14	906
平成25年度	17	291	10	2	626	25	3	7	981
平成26年度	24	326	15	7	664	32	1	12	1,081
平成27年度	11	330	9	2	658	17	2	13	1,042
平成28年度	24	341	5	6	606	30	0	7	1,019

(注) 各年度3月31日現在

資料：埼玉の特別支援教育（平成29年度）

## (6) 障害福祉サービスの利用状況

### ① 障害支援区分認定の状況

平成29年3月31日現在の障害支援区分認定の状況をみると、「区分6」が最も多く42.1%、次に「区分5」が18.5%と続いています。

障害種別にみると、知的障害者が最も多く515人、次に身体障害者が215人、精神障害者が97人、難病患者が2人となっています。

身体障害者、知的障害者ではともに「区分6」、精神障害者では「区分2」がそれぞれ最も多くなっています。

### ■ 障害支援認定区分の状況

(単位：人)

区 分	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	計
身体 障害者	0 —	1 0.5%	14 6.5%	44 20.5%	28 13.0%	39 18.1%	89 41.4%	215 100.0%
知的 障害者	0 —	0 —	13 2.5%	47 9.1%	86 16.7%	111 21.6%	258 50.1%	515 100.0%
精神 障害者	0 —	2 2.1%	55 56.7%	27 27.8%	8 8.2%	3 3.1%	2 2.1%	97 100.0%
難病患者	0 —	0 —	0 —	1 50.0%	1 50.0%	0 —	0 —	2 100.0%
合 計	0 —	3 0.4%	82 9.9%	119 14.4%	123 14.8%	153 18.5%	349 42.1%	829 100.0%

(注) 平成29年3月31日現在

資料提供：川口市障害福祉課

## ② 障害福祉サービスの利用状況

第4期計画における障害福祉サービスの計画値と実績値は以下のとおりです。

平成29年度をみると、訪問系サービス、居住系サービスは概ね計画どおりの進捗となっています。日中活動系サービスでは、「自立訓練（機能訓練）」「自立訓練（生活訓練）」「宿泊型自立訓練」「短期入所（医療型）」で進捗率が50%を下回っています。また障害児サービスでは、「児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援」「医療型児童発達支援」について実績値が計画値を大幅に上回っています。

### ■障害福祉サービスの利用状況

サービス種別		平成27年度			平成28年度			平成29年度		
		計画値	実績値	進捗率	計画値	実績値	進捗率	計画値	実績値	進捗率
<b>(1) 訪問系サービス</b>										
居宅介護 (ホームヘルプ)	時間	11,239	11,148	99.2%	11,576	11,932	103.1%	11,923	11,790	98.9%
	人数	479	481	100.4%	508	535	105.3%	538	555	103.2%
重度訪問介護	時間	6,136	4,837	78.8%	7,302	5,680	77.8%	8,689	6,482	74.6%
	人数	12	12	100.0%	13	15	115.4%	14	16	114.3%
同行援護	時間	1,106	1,032	93.3%	1,206	1,094	90.7%	1,315	1,114	84.7%
	人数	57	60	105.3%	58	70	120.7%	59	71	120.3%
行動援護	時間	1,744	1,693	97.1%	1,831	1,935	105.7%	1,923	2,021	105.1%
	人数	61	59	96.7%	70	73	104.3%	81	73	90.1%
重度障害者等包括支援	時間	0	0	-	0	0	-	0	0	-
	人数	0	0	-	0	0	-	0	0	-
<b>(2) 日中活動系サービス</b>										
生活介護	人日分	16,632	13,340	80.2%	17,798	14,418	81.0%	19,052	15,379	80.7%
	人数	756	712	94.2%	809	752	93.0%	866	787	90.9%
自立訓練 (機能訓練)	人日分	440	172	39.1%	440	165	37.5%	440	153	34.8%
	人数	20	14	70.0%	20	11	55.0%	20	13	65.0%
自立訓練 (生活訓練)	人日分	572	315	55.1%	704	291	41.3%	858	300	35.0%
	人数	26	18	69.2%	32	19	59.4%	39	19	48.7%
宿泊型自立訓練	人日分	558	401	71.9%	682	381	55.9%	837	397	47.4%
	人数	18	15	83.3%	22	14	63.6%	27	14	51.9%
就労移行支援	人日分	2,882	2,129	73.9%	3,564	2,288	64.2%	4,422	2,476	56.0%
	人数	131	137	104.6%	162	143	88.3%	201	140	69.7%
就労移行支援 (養成施設)	人日分	22	3	13.6%	22	0	0.0%	22	0	0.0%
	人数	1	1	100.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%
就労継続支援 (A型)	人日分	1,452	563	38.8%	2,024	1,216	60.1%	2,838	2,485	87.6%
	人数	66	30	45.5%	92	63	68.5%	129	133	103.1%
就労継続支援 (B型)	人日分	12,518	9,149	73.1%	12,892	10,246	79.5%	13,288	10,686	80.4%
	人数	569	574	100.9%	586	621	106.0%	604	613	101.5%
療養介護	人日分	1,426	1,424	99.9%	1,426	1,396	97.9%	1,426	1,485	104.1%
	人数	46	46	100.0%	46	46	100.0%	46	48	104.3%
短期入所 (福祉型)	人日分	489	416	85.1%	553	696	125.9%	625	797	127.5%
	人数	70	68	97.1%	84	135	160.7%	101	145	143.6%
短期入所 (医療型)	人日分	38	13	34.2%	56	19	33.9%	82	26	31.7%
	人数	11	3	27.3%	16	4	25.0%	23	5	21.7%
<b>(3) 居住系サービス</b>										
共同生活援助(グループホーム)	人数	219	201	91.8%	243	227	93.4%	270	251	93.0%
施設入所支援	人数	335	333	99.4%	335	323	96.4%	335	322	96.1%
<b>(4) 指定相談支援</b>										
計画相談支援	人数	1,572	1,528	97.2%	1,635	1,657	101.3%	1,700	1,712	100.7%
地域移行支援	人数	12	4	33.3%	12	1	8.3%	12	3	25.0%
地域定着支援	人数	6	0	0.0%	6	0	0.0%	6	0	0.0%
<b>(5) 障害児サービス</b>										
児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援	人日分	6,917	6,901	99.8%	7,215	8,914	123.5%	7,526	11,104	147.5%
	人数	532	548	103.0%	555	708	127.6%	579	900	155.4%
医療型児童発達支援	人日分	12	27	225.0%	12	47	391.7%	12	29	241.7%
	人数	1	3	300.0%	1	6	600.0%	1	3	300.0%
障害児相談支援	人数	313	161	51.4%	326	221	67.8%	340	344	101.2%

(注) 1 計画値は第4期川口市障害者自立支援計画。指定相談支援及び障害児サービスは年間の見込量、それ以外は月間の見込量

2 実績値は、各年10月利用分。指定相談支援及び障害児サービスは10月実績分から年単位に修正している。

3 人日は、延利用日数(月間の利用人員)×(1人1ヶ月当たりの平均利用日数)

### ③ 地域生活支援事業の実施状況

第4期計画における地域生活支援事業の計画値と実績値は以下のとおりです。

平成29年度をみると「手話通訳者派遣事業」「要約筆記者事業」「在宅療養等支援用具」「情報・意思疎通支援用具」「居宅生活動作補助用具(住宅改修費)」「日中一時支援事業」で実績値が計画値を大幅に上回っています。

#### ■ 地域生活支援事業の実施状況

		平成27年度			平成28年度			平成29年度		
		計画値	実績値	進捗率	計画値	実績値	進捗率	計画値	実績値	進捗率
(1) 理解促進研修・啓発	実施の有無	有	有	-	有	有	-	有	有	-
(2) 自発的活動支援	実施の有無	有	有	-	有	有	-	有	有	-
(3) 相談支援事業										
障害者相談支援事業	実施箇所数	10	10	100.0%	10	10	100.0%	10	10	100.0%
基幹相談支援センター	実施箇所数	10	10	100.0%	10	10	100.0%	10	10	100.0%
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施箇所数	10	10	100.0%	10	10	100.0%	10	10	100.0%
住宅入居等支援事業	実施箇所数	1	1	100.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%
(4) 成年後見制度利用支援事業	延利用者数	3	3	100.0%	3	2	66.7%	3	3	100.0%
(5) 成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有	有	-	有	有	-	有	有	-
(6) 意思疎通支援事業										
手話通訳者派遣事業	延利用者数	1,200	1,453	121.1%	1,200	1,456	121.3%	1,200	1,708	142.3%
要約筆記者事業	実利用者数	10	38	380.0%	10	50	500.0%	10	50	500.0%
手話通訳者設置事業	実設置者数	1	1	100.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%
(7) 日常生活用具給付等事業										
介護・訓練支援用具	給付件数	39	31	79.5%	51	18	35.3%	67	20	29.9%
自立生活支援用具	給付件数	87	68	78.2%	95	75	78.9%	104	83	79.8%
在宅療養等支援用具	給付件数	49	58	118.4%	49	65	132.7%	49	72	146.9%
情報・意思疎通支援用具	給付件数	55	72	130.9%	55	78	141.8%	55	84	152.7%
排泄管理支援用具	給付件数	8,384	9,733	116.1%	8,571	9,987	116.5%	8,762	10,248	117.0%
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	給付件数	6	7	116.7%	6	13	216.7%	6	17	283.3%
(8) 手話奉仕員養成研修	人数	10	2	20.0%	10	2	20.0%	10	2	20.0%
(9) 移動支援事業	実利用者数	395	402	101.8%	395	432	109.4%	395	464	117.5%
	延利用件数	55,082	48,353	87.8%	55,082	49,278	89.5%	55,082	50,221	91.2%
(10) 地域活動支援センター事業										
地域活動支援センター	実施箇所数	10	9	90.0%	11	11	100.0%	12	11	91.7%
	延利用者数	25,500	21,151	82.9%	27,750	21,927	79.0%	30,000	22,000	73.3%
(11) その他事業										
日中一時支援事業	実施箇所数	36	18	50.0%	65	17	26.2%	118	21	17.8%
	延利用者数	94	695	739.4%	142	799	562.7%	215	886	412.1%
社会参加促進事業										
広報紙点訳	実施の有無	有	有	-	有	有	-	有	有	-
自動車運転免許助成	実施の有無	有	有	-	有	有	-	有	有	-

(注) 1 計画値は第4期川口市障害者自立支援計画。年間の見込量

## 2 障害者の生活状況

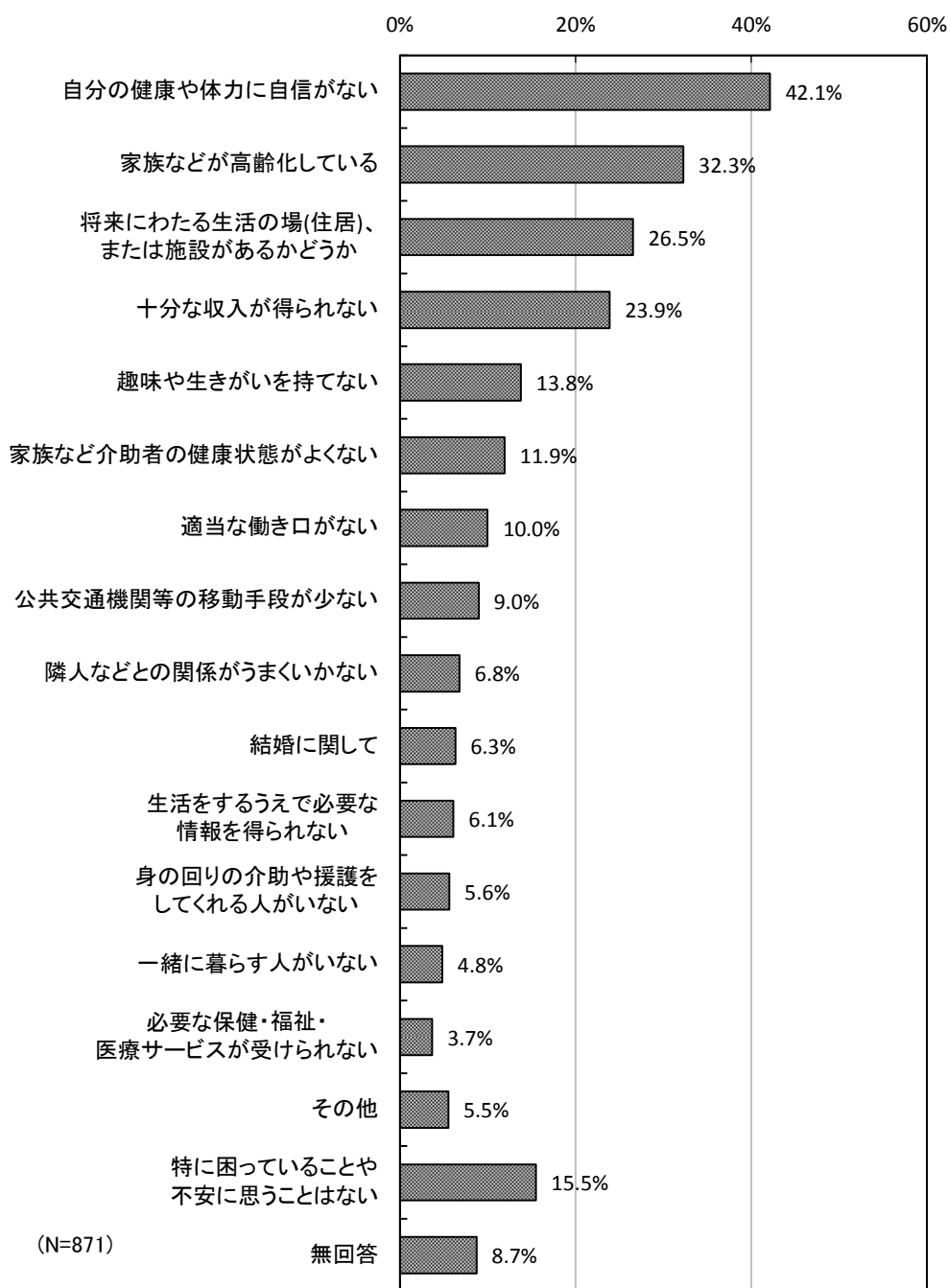
※アンケート調査報告書からの抜粋

### (1) 日常生活

#### ① 現在の生活で困っていることや不安に思っていること

現在の生活で困っていることや不安に思っていることについては、「自分の健康や体力に自信がない」が42.1%で最も多く、次いで「家族などが高齢化している」が32.3%、「将来にわたる生活の場(住居)、または施設があるかどうか」が26.5%となっています。

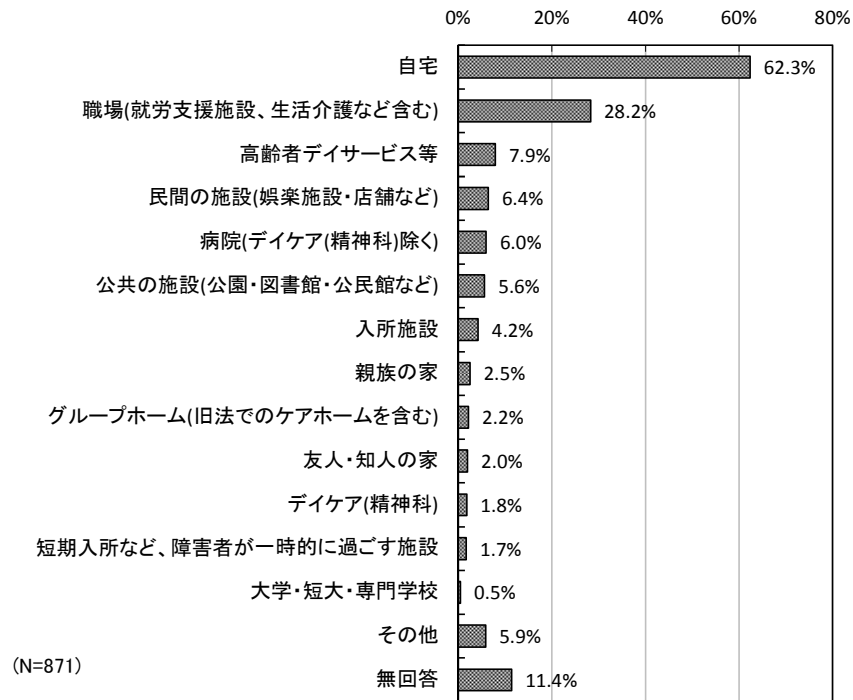
■現在の生活で困っていることや不安に思っていること（市民：複数回答）



## ② 日中過ごしている場所

平日の日中(朝から夕方)を過ごす場所については、「自宅」が62.3%で最も多く、次いで「職場(就労支援施設、生活介護など含む)」が28.2%、「高齢者デイサービス等」が7.9%となっています。

■日中過ごしている場所（市民：複数回答）



資料：川口市障害福祉に関するアンケート調査報告書（平成29年11月）

## (2) 就労状況

### ① 就労状況

就労（福祉的就労\*を含む）している人は、身体障害者が22.0%、知的障害者が54.2%、精神障害者が31.2%となっています。

■就労状況（市民）

	合計	働いていない	働いている	学校等に 通っている	その他	無回答	
全体	871 ( 100.0)	462 ( 53.0)	268 ( 30.8)	8 ( 0.9)	14 ( 1.6)	119 ( 13.7)	
障害 種別	身体障害者	445 ( 100.0)	272 ( 61.1)	98 ( 22.0)	0 ( - )	4 ( 0.9)	71 ( 16.0)
	知的障害者	179 ( 100.0)	39 ( 21.8)	97 ( 54.2)	5 ( 2.8)	11 ( 6.1)	27 ( 15.1)
	精神障害者	260 ( 100.0)	151 ( 58.1)	81 ( 31.2)	2 ( 0.8)	2 ( 0.8)	24 ( 9.2)
	上記の手帳や自立 支援医療はない	5 ( 100.0)	3 ( 60.0)	2 ( 40.0)	0 ( - )	0 ( - )	0 ( - )
	無回答	23 ( 100.0)	14 ( 60.9)	4 ( 17.4)	1 ( 4.3)	1 ( 4.3)	3 ( 13.0)

上段は人数、下段は構成比

全体の構成比より10ポイント以上高ければ濃い灰色、10ポイント以上低ければ薄い灰色

資料：川口市障害福祉に関するアンケート調査報告書（平成29年11月）



## ② 就労形態

就労形態は、「臨時、パート、嘱託等(雇用期間が決まっていない)」が26.1%で最も多く、次いで「会社などの正規の社員・職員(役員を含む)」が23.5%、「就労継続支援B型」が16.4%となっています。

障害種別に見ると、身体障害者は「自営業」、知的障害者は「就労継続支援B型」、精神障害者は「臨時、パート、嘱託等(雇用期間が決まっていない)」が全体に比べ多く、障害の種別によって就労形態が異なります。

### ■就労形態（市民）

	回答者数	臨時、パート、嘱託等(雇用期間が決まっていない)	会社などの正規の社員・職員(役員を含む)	就労継続支援B型	契約社員等(雇用期間が決まっている)	自営業	生活介護	就労継続支援A型	家業の手伝い	内職	有償ボランティア	その他	無回答	
全体	268 ( 100.0)	70 ( 26.1)	63 ( 23.5)	44 ( 16.4)	35 ( 13.1)	29 ( 10.8)	16 ( 6.0)	4 ( 1.5)	3 ( 1.1)	3 ( 1.1)	0 ( - )	5 ( 1.9)	9 ( 3.4)	
障害種別	身体障害者	98 ( 100.0)	24 ( 24.5)	29 ( 29.6)	6 ( 6.1)	11 ( 11.2)	21 ( 21.4)	3 ( 3.1)	1 ( 1.0)	1 ( 1.0)	0 ( - )	3 ( 3.1)	2 ( 2.0)	
	知的障害者	97 ( 100.0)	16 ( 16.5)	14 ( 14.4)	35 ( 36.1)	14 ( 14.4)	0 ( - )	15 ( 15.5)	2 ( 2.1)	0 ( - )	1 ( 1.0)	0 ( - )	3 ( 3.1)	
	精神障害者	81 ( 100.0)	32 ( 39.5)	20 ( 24.7)	5 ( 6.2)	13 ( 16.0)	6 ( 7.4)	0 ( - )	2 ( 2.5)	1 ( 1.2)	3 ( 3.7)	0 ( - )	1 ( 1.2)	3 ( 3.7)
	上記の手帳や自立支援医療はない	2 ( 100.0)	0 ( - )	0 ( - )	0 ( - )	0 ( - )	1 ( 50.0)	0 ( - )	0 ( - )	0 ( - )	0 ( - )	0 ( - )	0 ( - )	1 ( 50.0)
	無回答	4 ( 100.0)	1 ( 25.0)	1 ( 25.0)	1 ( 25.0)	0 ( - )	1 ( 25.0)	0 ( - )	0 ( - )	1 ( 25.0)	0 ( - )	0 ( - )	0 ( - )	0 ( - )

上段は人数、下段は構成比

全体の構成比より10ポイント以上高ければ濃い灰色、10ポイント以上低ければ薄い灰色

資料：川口市障害福祉に関するアンケート調査報告書（平成29年11月）

## ③ 障害者の就労に必要なこと

障害者の就労に必要なこととして、「事業主や職場の仲間の理解があること」が54.1%で最も多くなっていますが、「障害のある方に配慮した職場の施設・設備が整っていること」「生活できる給料がもらえること」「企業などが積極的に障害のある方を雇うこと」も多くなっています。

障害種別に見ると、知的障害者は「事業主や職場の仲間の理解があること」、「就労後の相談、支援が適切に行われるような定着支援が充実していること」、精神障害者は「生活できる給料がもらえること」、「働きながら安心して通院できること」などが全体に比べ多く、障害の種別によって求めることが異なります。

### ■障害者の就労に必要なこと（市民：複数回答）

	回答者数	事業主や職場の仲間の理解があること	障害のある方に配慮した職場の施設・設備が整っていること	生活できる給料がもらえること	企業などが積極的に障害のある方を雇うこと	働きながら安心して通院できること	就労条件(個別の状況に応じた対応などが整っていること)	通勤(交通)手段が確保されていること	働く場の紹介(あせん)や相談が充実していること	就労後の相談、支援が適切に行われるような定着支援が充実していること	仕事をするための訓練、研修の機会が充実していること	健康管理が充実していること	作業所など働く場が整備されていること	公営住宅やアパート、グループホームなどの住居が整備されていること	自営業を希望する障害のある方への支援が充実していること	その他	特に必要ない	無回答	
全体	871 ( 100.0)	471 ( 54.1)	430 ( 49.4)	399 ( 45.8)	394 ( 45.2)	371 ( 42.6)	344 ( 39.5)	260 ( 29.9)	245 ( 28.1)	242 ( 27.8)	232 ( 26.6)	192 ( 22.0)	187 ( 21.5)	168 ( 19.3)	106 ( 12.2)	22 ( 2.5)	37 ( 4.2)	132 ( 15.2)	
障害種別	身体障害者	445 ( 100.0)	214 ( 48.1)	197 ( 44.3)	161 ( 36.2)	182 ( 40.9)	179 ( 40.2)	146 ( 32.8)	120 ( 27.0)	100 ( 22.5)	90 ( 20.2)	82 ( 18.4)	79 ( 17.8)	61 ( 13.7)	60 ( 13.5)	10 ( 2.2)	4 ( 0.9)	20 ( 4.5)	87 ( 19.6)
	知的障害者	179 ( 100.0)	117 ( 65.4)	106 ( 59.2)	93 ( 52.5)	84 ( 46.9)	52 ( 29.1)	81 ( 45.3)	66 ( 36.9)	45 ( 25.1)	72 ( 40.2)	49 ( 27.4)	51 ( 28.5)	62 ( 34.6)	59 ( 33.0)	13 ( 7.3)	6 ( 3.4)	7 ( 3.9)	10 ( 5.6)
	精神障害者	260 ( 100.0)	154 ( 59.2)	141 ( 54.2)	152 ( 58.5)	139 ( 53.5)	151 ( 58.1)	130 ( 50.0)	84 ( 32.3)	66 ( 25.1)	107 ( 41.2)	92 ( 35.4)	100 ( 38.5)	68 ( 26.2)	58 ( 22.3)	38 ( 14.6)	7 ( 2.7)	10 ( 3.8)	27 ( 10.4)
	上記の手帳や自立支援医療はない	5 ( 100.0)	2 ( 40.0)	2 ( 40.0)	4 ( 80.0)	2 ( 40.0)	1 ( 20.0)	3 ( 60.0)	1 ( 20.0)	1 ( 20.0)	0 ( - )	1 ( 20.0)	1 ( 20.0)	0 ( - )	1 ( 20.0)	0 ( - )	0 ( - )	0 ( - )	0 ( - )
	無回答	23 ( 100.0)	6 ( 26.1)	7 ( 30.4)	6 ( 26.1)	6 ( 26.1)	8 ( 34.8)	3 ( 13.0)	3 ( 13.0)	4 ( 17.4)	3 ( 13.0)	4 ( 17.4)	5 ( 21.7)	5 ( 21.7)	2 ( 8.7)	1 ( 4.3)	0 ( - )	1 ( 4.3)	10 ( 43.5)

上段は人数、下段は構成比

全体の構成比より10ポイント以上高ければ濃い灰色、10ポイント以上低ければ薄い灰色

資料：川口市障害福祉に関するアンケート調査報告書（平成29年11月）

### (3) 障害者の人権

#### ① 虐待の状況

「虐待されたことがある」と回答した人は精神障害者に多く、家族から受けたとの回答が多くなっています。

■虐待の有無（市民）

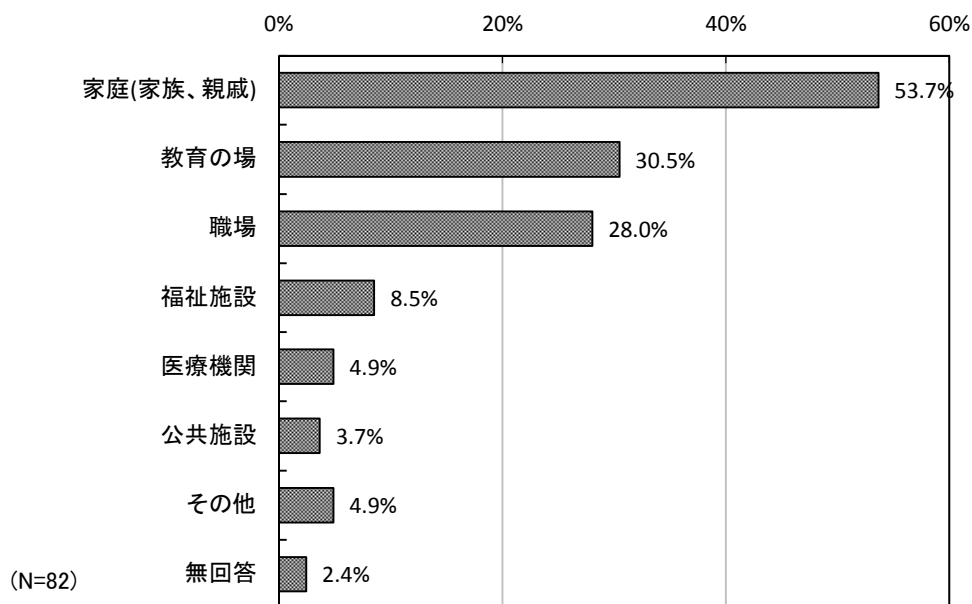
		合計	ある	ない	わからない	無回答
全 体		871 ( 100.0)	82 ( 9.4)	650 ( 74.6)	55 ( 6.3)	84 ( 9.6)
障 害 種 別	身体障害者	445 ( 100.0)	13 ( 2.9)	374 ( 84.0)	18 ( 4.0)	40 ( 9.0)
	知的障害者	179 ( 100.0)	19 ( 10.6)	119 ( 66.5)	22 ( 12.3)	19 ( 10.6)
	精神障害者	260 ( 100.0)	53 ( 20.4)	165 ( 63.5)	18 ( 6.9)	24 ( 9.2)
	上記の手帳や自立 支援医療はない	5 ( 100.0)	1 ( 20.0)	3 ( 60.0)	0 ( - )	1 ( 20.0)
	無回答	23 ( 100.0)	2 ( 8.7)	16 ( 69.6)	1 ( 4.3)	4 ( 17.4)

上段は人数、下段は構成比

全体の構成比より10ポイント以上高ければ濃い灰色、10ポイント以上低ければ薄い灰色

資料：川口市障害福祉に関するアンケート調査報告書（平成29年11月）

■虐待を受けた場面（市民：複数回答）



資料：川口市障害福祉に関するアンケート調査報告書（平成29年11月）

## ② 差別や偏見、疎外感の感じ方

差別や偏見、疎外感を“感じることもある”（「よく感じる」と「ときどき感じる」の合計）と回答した人は、知的障害者及び精神障害者に多くそれぞれ5割近くを占めています。

### ■差別や偏見、疎外感の感じ方（市民）

		合計	よく感じる	ときどき感じる	ほとんど感じたことはない	まったく感じたことはない	無回答
全体		871 ( 100.0)	80 ( 9.2)	211 ( 24.2)	319 ( 36.6)	145 ( 16.6)	116 ( 13.3)
障害種別	身体障害者	445 ( 100.0)	24 ( 5.4)	75 ( 16.9)	190 ( 42.7)	98 ( 22.0)	58 ( 13.0)
	知的障害者	179 ( 100.0)	20 ( 11.2)	65 ( 36.3)	44 ( 24.6)	17 ( 9.5)	33 ( 18.4)
	精神障害者	260 ( 100.0)	41 ( 15.8)	85 ( 32.7)	85 ( 32.7)	30 ( 11.5)	19 ( 7.3)
	上記の手帳や自立支援医療はない	5 ( 100.0)	0 ( - )	1 ( 20.0)	2 ( 40.0)	0 ( - )	2 ( 40.0)
	無回答	23 ( 100.0)	1 ( 4.3)	4 ( 17.4)	8 ( 34.8)	2 ( 8.7)	8 ( 34.8)

上段は人数、下段は構成比

全体の構成比より10ポイント以上高ければ濃い灰色、10ポイント以上低ければ薄い灰色

資料：川口市障害福祉に関するアンケート調査報告書（平成29年11月）

差別や偏見、疎外感を“感じることもある”と回答した人の差別や偏見、疎外感を感じる場面は、身体障害者・知的障害者では「外での人の視線」が最も多く、精神障害者では「仕事」となっています。

### ■差別や偏見、疎外感を感じる場面（市民：複数回答）

	回答者数	外での人の視線（じろじる見られる等）	仕事	ご近所とのつきあい	収入面	電車など、交通機関の利用等	病院の医師や看護師等の対応・態度	お店などでの対応	学校などの教育の場	コミュニケーションや情報の収集	行政職員への対応・態度	地区の行事・集まり	公共施設の利用等	結婚	学習機会やスポーツ・趣味の活動	出産	その他	無回答	
全体	291 ( 100.0)	139 ( 47.8)	93 ( 32.0)	73 ( 25.1)	65 ( 22.3)	65 ( 22.3)	55 ( 18.9)	55 ( 18.9)	47 ( 16.2)	38 ( 13.1)	31 ( 10.7)	29 ( 10.0)	25 ( 8.6)	21 ( 7.2)	19 ( 6.5)	7 ( 2.4)	15 ( 5.2)	12 ( 4.1)	
障害種別	身体障害者	99 ( 100.0)	49 ( 49.5)	18 ( 18.2)	22 ( 22.2)	17 ( 17.2)	31 ( 31.3)	14 ( 14.1)	20 ( 20.2)	11 ( 11.1)	8 ( 8.1)	10 ( 10.1)	11 ( 11.1)	3 ( 3.0)	3 ( 3.0)	2 ( 2.0)	2 ( 2.0)	2 ( 5.1)	
	知的障害者	85 ( 100.0)	60 ( 70.6)	26 ( 30.6)	18 ( 21.2)	12 ( 14.1)	22 ( 25.9)	14 ( 16.5)	19 ( 22.4)	20 ( 23.5)	11 ( 12.9)	5 ( 5.9)	12 ( 14.1)	9 ( 10.6)	4 ( 4.7)	8 ( 9.4)	1 ( 1.2)	2 ( 2.4)	3 ( 3.5)
	精神障害者	126 ( 100.0)	47 ( 37.3)	55 ( 43.7)	37 ( 29.4)	43 ( 34.1)	25 ( 19.8)	31 ( 24.6)	20 ( 15.9)	20 ( 15.9)	20 ( 15.9)	19 ( 15.1)	8 ( 6.3)	7 ( 5.6)	16 ( 12.7)	14 ( 11.1)	5 ( 4.0)	11 ( 8.7)	4 ( 3.2)
	上記の手帳や自立支援医療はない	1 ( 100.0)	1 ( 100.0)	0 ( - )	1 ( 100.0)	0 ( - )	1 ( 100.0)	0 ( - )	0 ( - )	0 ( - )	1 ( 100.0)	0 ( - )	0 ( - )	1 ( 100.0)	0 ( - )	0 ( - )	0 ( - )	0 ( - )	0 ( - )
	無回答	5 ( 100.0)	1 ( 20.0)	2 ( 40.0)	2 ( 40.0)	1 ( 20.0)	0 ( - )	1 ( 20.0)	1 ( 20.0)	1 ( 20.0)	2 ( 40.0)	1 ( 20.0)	1 ( 20.0)	0 ( - )	0 ( - )	0 ( - )	0 ( - )	1 ( 20.0)	0 ( - )

上段は人数、下段は構成比

全体の構成比より10ポイント以上高ければ濃い灰色、10ポイント以上低ければ薄い灰色

資料：川口市障害福祉に関するアンケート調査報告書（平成29年11月）

#### (4) 介助者の状況

主な介助者は、身体障害者は「配偶者（夫・妻）」、知的障害者は「父親・母親」と回答した人が多くなっています。

主な介助者の年齢は、65～74歳の介助者は「65～74歳」が5割、75歳以上の介助者は「75歳以上」が5割となっており、老老介護の実態が伺えます。

#### ■主な介助者（市民）

	合計	介助は必要ではない	配偶者（夫・妻）	父親・母親	子ども・子どもの配偶者	兄弟	祖父・祖母・親戚	隣人・知人	ホームヘルパー	ボランティア	施設の職員	その他	必要だが誰もいない	無回答	
全体	871 (100.0)	221 (25.4)	188 (21.6)	160 (18.4)	77 (8.8)	32 (3.7)	4 (0.5)	9 (1.0)	11 (1.3)	1 (0.1)	34 (3.9)	13 (1.5)	28 (3.2)	93 (10.7)	
障害種別	身体障害者	445 (100.0)	92 (20.7)	143 (32.1)	41 (9.2)	60 (13.5)	10 (2.2)	1 (0.2)	4 (0.9)	9 (2.0)	1 (0.2)	19 (4.3)	9 (2.0)	12 (2.7)	44 (9.9)
	知的障害者	179 (100.0)	26 (14.5)	1 (0.6)	107 (59.8)	2 (1.1)	8 (4.5)	2 (1.1)	0 (-)	0 (0.6)	1 (-)	10 (5.6)	1 (0.6)	1 (0.6)	20 (11.2)
	精神障害者	260 (100.0)	108 (41.5)	40 (15.4)	31 (11.9)	13 (5.0)	14 (5.4)	1 (0.4)	5 (1.9)	1 (0.4)	0 (-)	4 (1.5)	3 (1.2)	13 (5.0)	27 (10.4)
	上記の手帳や自立支援医療はない	5 (100.0)	1 (20.0)	0 (-)	1 (20.0)	0 (-)	1 (20.0)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	1 (20.0)	0 (-)	0 (-)	1 (20.0)
	無回答	23 (100.0)	1 (4.3)	5 (21.7)	4 (17.4)	2 (8.7)	3 (13.0)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	1 (4.3)	0 (-)	2 (8.7)	5 (21.7)

上段は人数、下段は構成比

全体の構成比より10ポイント以上高ければ濃い灰色、10ポイント以上低ければ薄い灰色

資料：川口市障害福祉に関するアンケート調査報告書（平成29年11月）

#### ■主な介助者の年齢（市民）

	合計	10歳代	20～30歳代	40～50歳代	60～64歳	65～74歳	75歳以上	無回答	
全体	461 (100.0)	2 (0.4)	17 (3.7)	132 (28.6)	43 (9.3)	87 (18.9)	90 (19.5)	90 (19.5)	
年齢	18～39歳	112 (100.0)	1 (0.9)	11 (9.8)	51 (45.5)	12 (10.7)	18 (16.1)	0 (-)	19 (17.0)
	40～64歳	140 (100.0)	1 (0.7)	3 (2.1)	49 (35.0)	18 (12.9)	17 (12.1)	19 (13.6)	33 (23.6)
	65～74歳	75 (100.0)	0 (-)	3 (4.0)	6 (8.0)	6 (8.0)	38 (50.7)	3 (4.0)	19 (25.3)
	75歳以上	132 (100.0)	0 (-)	0 (-)	25 (18.9)	7 (5.3)	13 (9.8)	68 (51.5)	19 (14.4)
	無回答	2 (100.0)	0 (-)	0 (-)	1 (50.0)	0 (-)	1 (50.0)	0 (-)	0 (-)

上段は人数、下段は構成比

全体の構成比より10ポイント以上高ければ濃い灰色、10ポイント以上低ければ薄い灰色

資料：川口市障害福祉に関するアンケート調査報告書（平成29年11月）

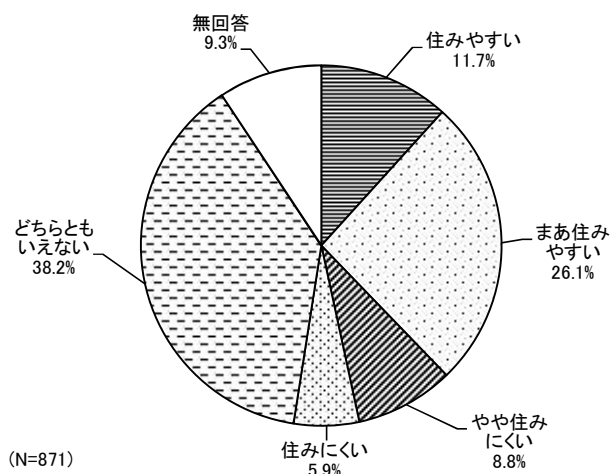
## (5) 障害者の暮らしやすいまちづくり

### ① 川口市の住みやすさ

障害者にとって川口市は、いずれの障害種別においても「住みやすい」と「まあ住みやすい」を合わせた“住みやすい”が、「住みにくい」と「やや住みにくい」を合わせた“住みにくい”を上回っています。

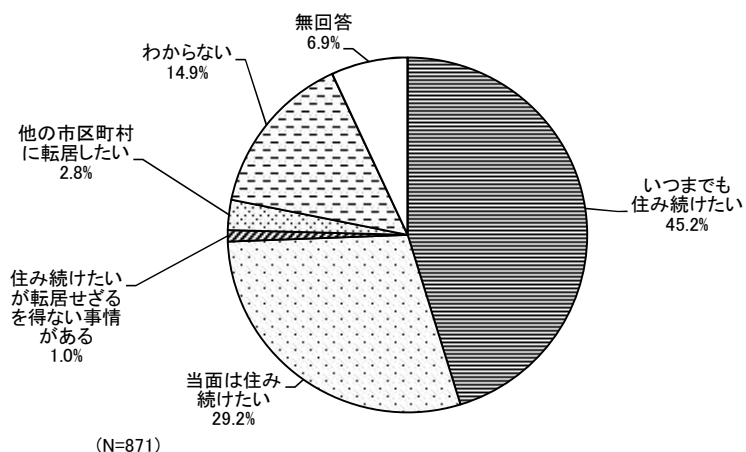
今後の居留意向も“住み続けたい”（いつまでも住み続けたい+当面は住み続けたい）が7割半ばとなっています。

■川口市の住みやすさ（市民）



資料：川口市障害福祉に関するアンケート調査報告書（平成29年11月）

■今後の居留意向（市民）

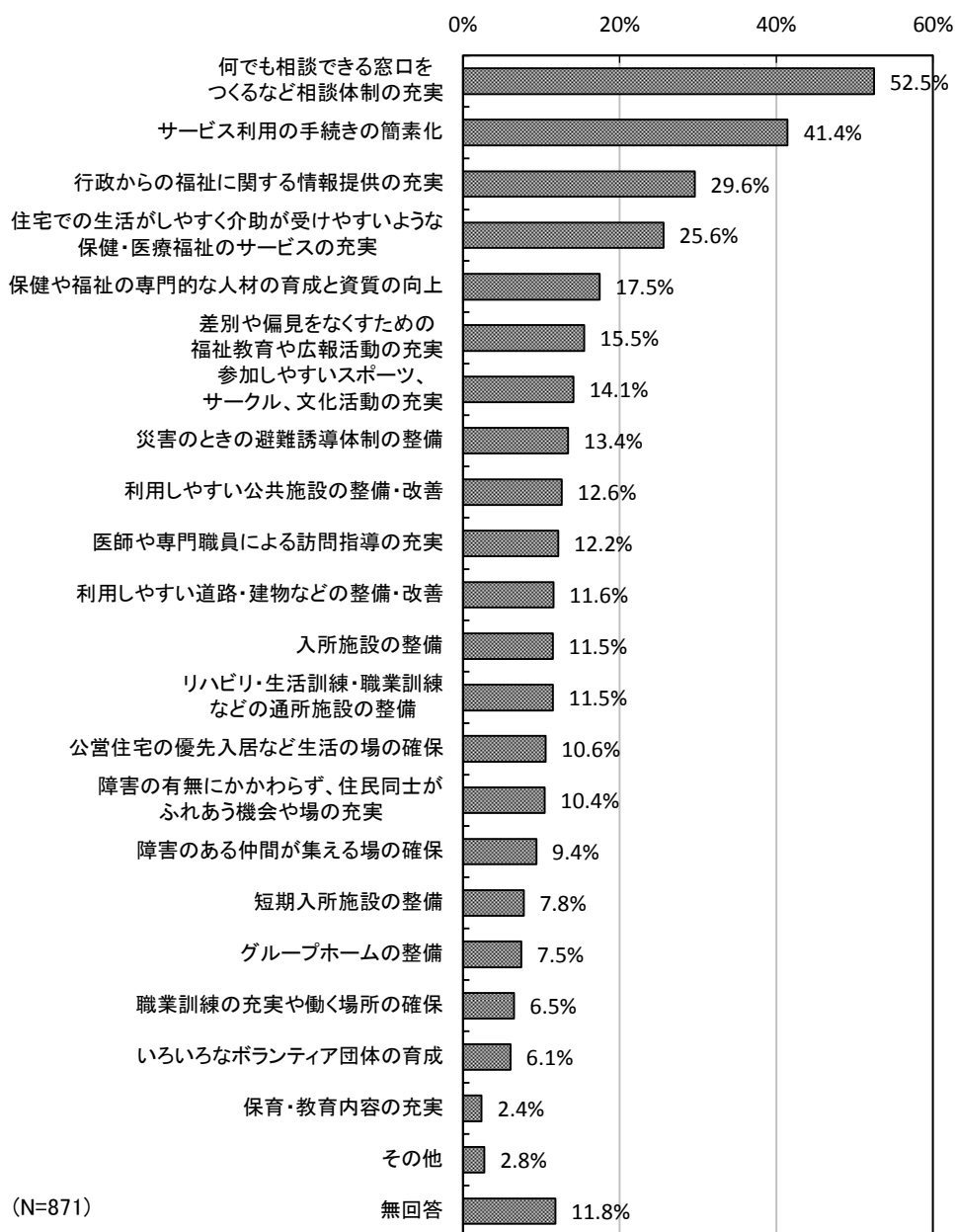


資料：川口市障害福祉に関するアンケート調査報告書（平成29年11月）

## ② 障害者の暮らしやすいまちづくりに必要なこと

障害があっても住み良いまちづくりのために必要なことは、「何でも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実」が52.5%で最も多く、次いで「サービス利用の手続きの簡素化」が41.4%、「行政からの福祉に関する情報提供の充実」が29.6%となっています。

### ■障害者の暮らしやすいまちづくりに必要なこと（市民：複数回答）



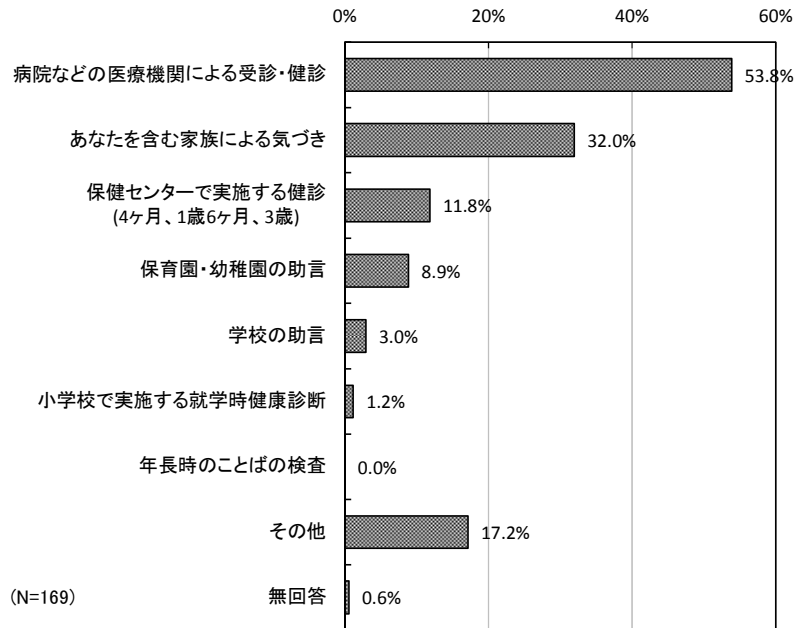
資料：川口市障害福祉に関するアンケート調査報告書（平成29年11月）

## (6) 障害児支援

### ① 障害や発達課題などに気づいたきっかけ

障害や発達課題などに気づいたきっかけについては、「病院などの医療機関による受診・健診」が53.8%で最も多く、次いで「あなたを含む家族による気づき」が32.0%、「保健センターで実施する健診(4ヶ月、1歳6ヶ月、3歳)」が11.8%となっています。

■ 障害や発達課題などに気づいたきっかけ (子ども：複数回答)

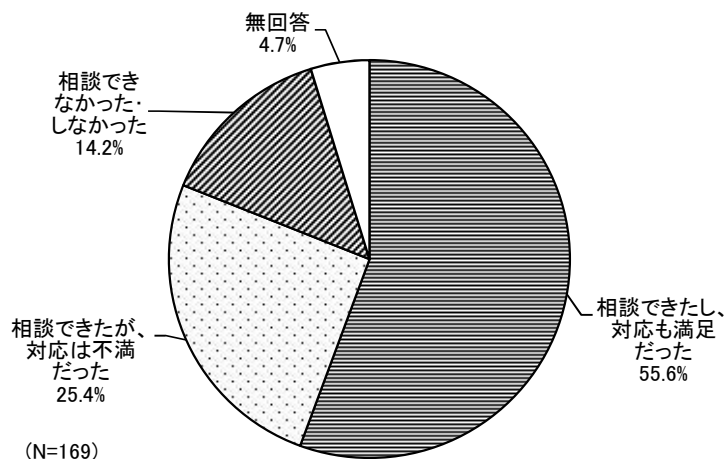


資料：川口市障害福祉に関するアンケート調査報告書（平成29年11月）

### ② 障害や発達課題などに気づいた際の市役所や専門機関等への相談状況

障害や発達課題などに気づいた際の市役所や専門機関等への相談状況、「相談できたし、対応も満足だった」が55.6%で最も多く、次いで「相談できたが、対応は不満だった」が25.4%、「相談できなかった・しなかった」が14.2%となっています。

■ 障害や発達課題などに気づいた際の市役所や専門機関等への相談状況 (子ども)

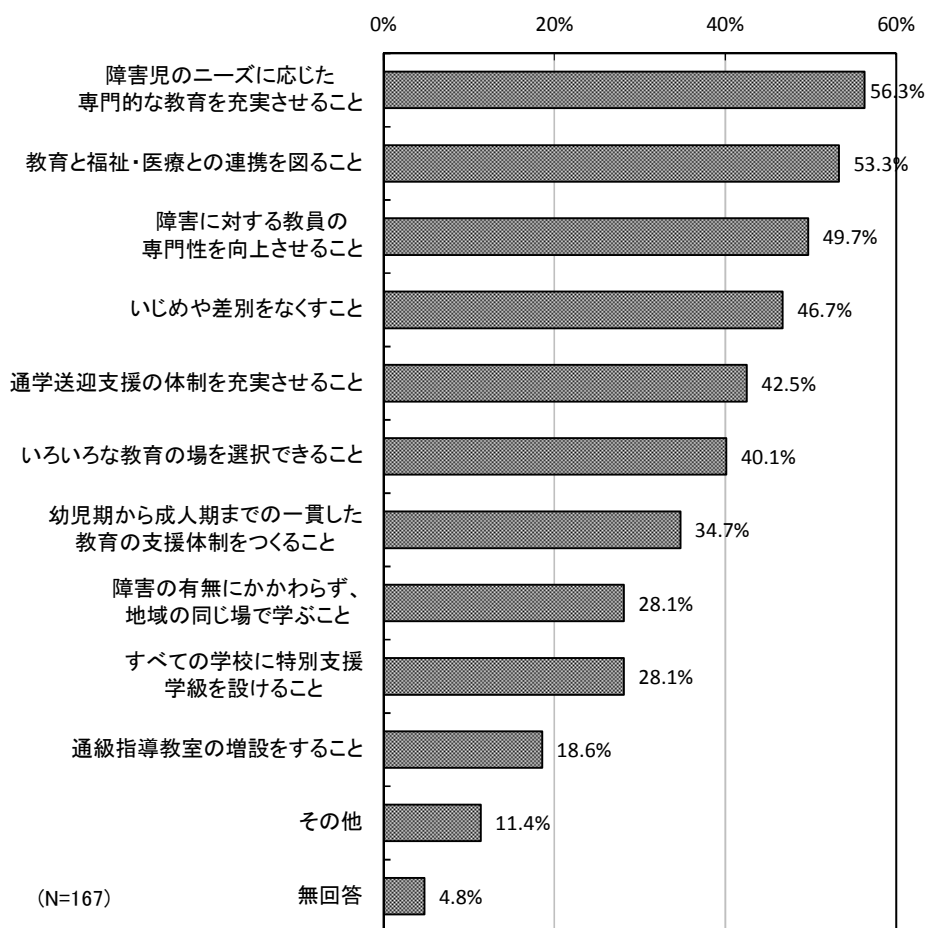


資料：川口市障害福祉に関するアンケート調査報告書（平成29年11月）

### ③ これからの障害児の学校教育で特に大切と思うこと

これからの障害児の学校教育で特に大切と思うことは、「障害児のニーズに応じた専門的な教育を充実させること」が56.3%で最も多く、次いで「教育と福祉・医療との連携を図ること」が53.3%、「障害に対する教員の専門性を向上させること」が49.7%となっています。

#### ■ 障害や発達課題などに気づいたきっかけ（子ども：複数回答）



資料：川口市障害福祉に関するアンケート調査報告書（平成29年11月）



## (7) 災害時の対応

### ① 災害時に必要なこと

災害時に心配なことは、「薬の手配がむずかしい」が44.9%で最も多く、次いで「避難所生活がむずかしい」が42.3%、「自力で避難がむずかしい」が36.2%となっています。

障害種別にみると、知的障害者は「避難所生活がむずかしい」、「自力で避難がむずかしい」、「どこに行けば良いかわからない」、「必要な物資を手に入れられない」、「情報を入手しにくい」、精神障害者は「薬の手配がむずかしい」が全体に比べ多くなっています。

■災害時に心配なこと（市民：複数回答）

	回答者数	薬の手配がむずかしい	避難所生活がむずかしい	自力で避難がむずかしい	どこに行けば良いかわからない	必要な医療が受けられない	必要な物資を手に入れられない	情報を入手しにくい	その他	特に思いつかない	無回答	
全体	871 (100.0)	391 (44.9)	368 (42.3)	315 (36.2)	284 (32.6)	253 (29.0)	247 (28.4)	179 (20.6)	22 (2.5)	103 (11.8)	61 (7.0)	
障害種別	身体障害者	445 (100.0)	189 (42.5)	191 (42.9)	192 (43.1)	125 (28.1)	141 (31.7)	119 (26.7)	82 (18.4)	9 (2.0)	46 (10.3)	38 (8.5)
	知的障害者	179 (100.0)	59 (33.0)	99 (55.3)	94 (52.5)	84 (46.9)	39 (21.8)	81 (45.3)	55 (30.7)	11 (6.1)	21 (11.7)	5 (2.8)
	精神障害者	260 (100.0)	163 (62.7)	95 (36.5)	44 (16.9)	86 (33.1)	90 (34.6)	62 (23.8)	45 (17.3)	5 (1.9)	38 (14.6)	11 (4.2)
	上記の手帳や自立支援医療はない	5 (100.0)	0 (-)	2 (40.0)	2 (40.0)	2 (40.0)	1 (20.0)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	1 (20.0)	0 (-)
	無回答	23 (100.0)	5 (21.7)	5 (21.7)	6 (26.1)	6 (26.1)	0 (-)	3 (13.0)	5 (21.7)	0 (-)	1 (4.3)	7 (30.4)

上段は人数、下段は構成比

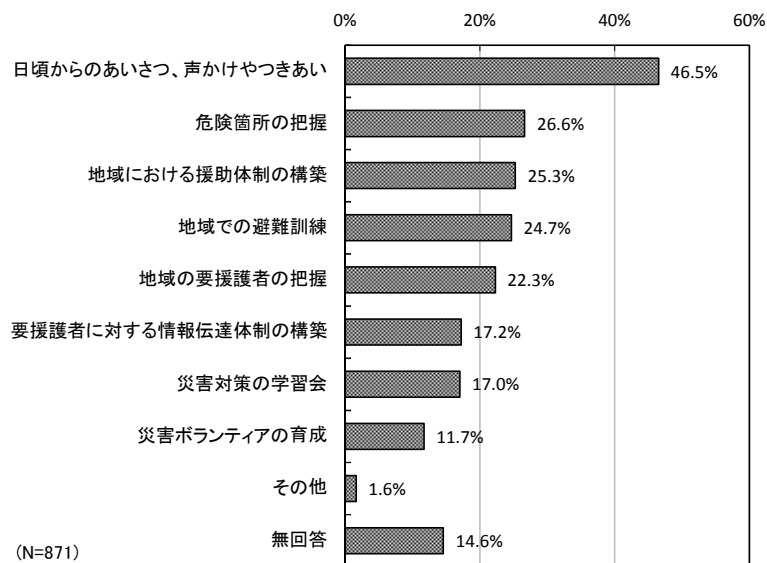
全体の構成比より10ポイント以上高ければ濃い灰色、10ポイント以上低ければ薄い灰色

資料：川口市障害福祉に関するアンケート調査報告書（平成29年11月）

### ② 地域における災害時の備えとして重要なこと

地域における災害時の備えとして重要なことには、「日頃からのあいさつ、声かけやつきあい」が46.5%で最も多く、次いで「危険箇所の把握」が26.6%、「地域における援助体制の構築」が25.3%となっています。

■地域における災害時の備えとして重要なこと（市民：複数回答）

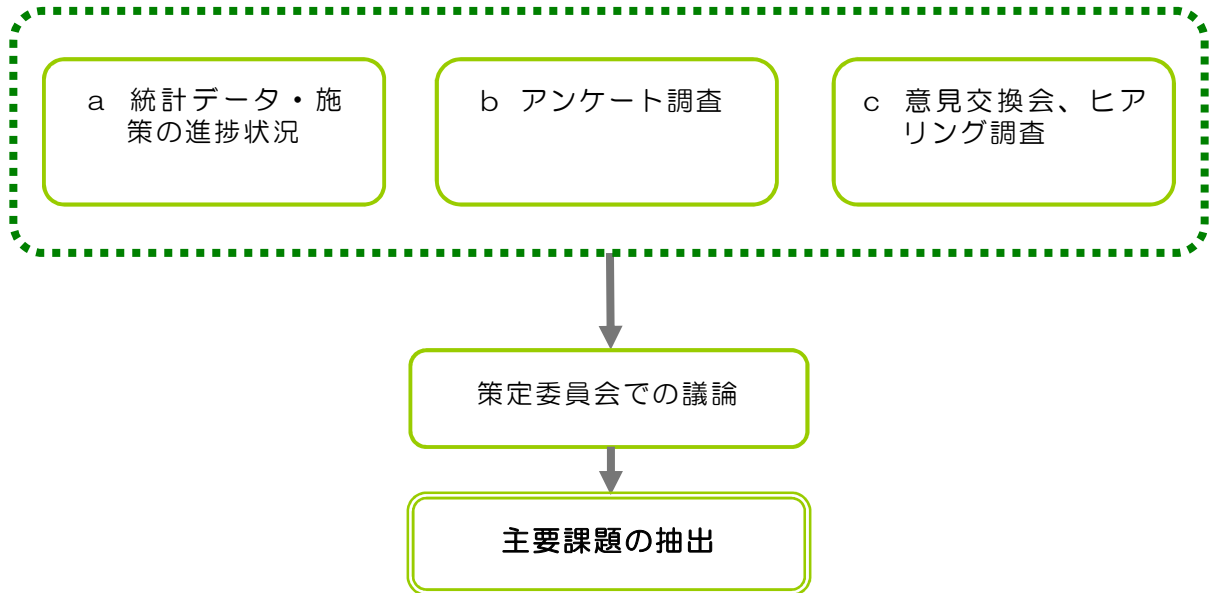


資料：川口市障害福祉に関するアンケート調査報告書（平成29年11月）

### 3 障害者施策推進のための主要課題

以下の手順に基づき、障害者施策推進のための主要課題を導き出しました。

#### ■主要課題抽出の流れ



#### 主要課題

※別紙内容が入ります。

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

#### 【次期計画の基本理念（案）】

厚生労働省が平成28年に「地域共生社会」という新しい概念を打ち出しました。“高齢者・障害者・子どもなど地域のあらゆる住民が役割を持ち、ともに支えあいながら、自分らしく暮らすことができる社会”です。第5期障害福祉計画の策定に向けた国の基本指針にも「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築」という方向性が示されており、高齢者だけを対象にしていた「地域包括ケアシステム」について、すべての住民を対象にする方向、つまり「地域共生社会」に向けた政策が国の方針として進められています。さらには、この考えのもとに制度改正も行われ、新たに「地域共生型サービス」も創出される予定です。

次期計画では、今までの基本理念の考え方を継承するとともに、「地域共生社会」の考えを盛り込んだ新たな基本理念を定めます。事務局からの（案）は次のとおりです。

#### 案 1 ～ともに支えあい、みんなが輝くまち～

現行の基本理念に「地域」「まち」の2つのエリアの表記があるので、1つに統一。また「すべての人」を「みんな」という柔らかい表現にした。

#### 案 2 ～ともに支えあい、誰もが輝き共生するまち～

案1の考えに、地域共生社会の「共生」を加えた。

#### 案 3 ～みんなで支えあい、誰もが安心してらせる元気なまち～

案1の「ともに」を「みんなに」とすることで、子どもから高齢者まで、障害の有無などにかかわらず、安心して生活ができるまちを表現した。

現行の基本的な考え方に下線の部分を修正しました。

#### ＜基本的な考え方＞

- すべての市民は、障害の有無に関わらず一人ひとりの尊厳が尊重されるとともに、その尊厳にふさわしい生活が保障される権利を有しています。障害のある人もない人も地域の中で社会を構成する一員として社会・経済・教育・文化その他のあらゆる活動に参加する機会が与えられることが必要です。
- 本市の障害者施策は、障害のある人もない人も一緒に地域の中で健康で安心してらせることが正常な状況であるとする考え方（ノーマライゼーション）と、障害者の主体性及び社会的・経済的・精神的な自立をめざす（リハビリテーション）の理念のもとに推進します。
- 本計画では、「ノーマライゼーション」「リハビリテーション」の理念に加え、すべての人々が排除・差別されることなく、互いに認めあい、地域全体で包み込み・支えあうという意味の「ソーシャル・インクルージョン」、そして子ども・高齢者・障害者などすべての人々が役割を持ち、自分らしく暮らすことができる社会という意味の「地域共生社会」の視点も踏まえ、障害者が地域の一員としてみんなで支えあう社会の実現をめざします。

## 2 基本目標

「基本理念●●●●」の実現に向けて、めざす目標を次のように定めます。

### 基本目標 1 市民だれもが自分らしく生きることのできる環境づくり

自分らしい生活を自らの意思で主体的に選択し、地域の中で自立した生活を送ることができる環境を整備することが必要です。

⇒川口市は、障害者の社会活動を促進し、一人ひとりが自分らしく生きていくことのできる地域社会の形成をめざします。

### 基本目標 2 みんなで支えあい、共生できる地域づくり

障害者が地域で安定した生活を送るためには、障害者を取り巻く地域の人々が相互に交流を図り、ともに支えていく地域共生社会の実現が必要です。そのためには、地域での人のつながりを大切にし、ともに助けあう関係をつくる必要があります。

⇒川口市は、すべての人々が相互に理解し、地域で支えあうことのできる地域共生社会の形成をめざします。

### 基本目標 3 すべての人々にとってバリアのない社会づくり

障害者が生活環境、社会のしくみ、人々の意識等のバリアによって、社会への参加が妨げられることのない社会が求められています。誰もが利用しやすい環境づくりの視点に立ち、社会のさまざまなバリアをなくすとともに新たなバリアをつくらないことが必要です。

⇒川口市は、障害者にとって快適な暮らしを支援するため、すべての人々にとって安全・安心・快適で利用しやすいユニバーサル<sup>※</sup>な社会づくりをめざします。

## 3 基本施策

### (1) 6つの基本施策

基本理念を実現するために、次の6つを基本施策に据え、総合的に施策を展開します。

#### 基本施策 1 地域共生社会の実現

- 意思を伝達することが困難なため、生活のさまざまな場面で権利を侵害されやすい障害者が安心して日常生活を送れるよう、障害者の虐待防止と権利擁護体制を確立するとともに、障害の特性に配慮した情報の提供、コミュニケーション支援など、合理的配慮※に向けた取組みを推進します。
- 障害についての正しい知識を広め、障害者に対する理解をより一層深めるため、さまざまな機会を通じて広報・啓発活動や福祉教育を推進します。
- 誰もが住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう、市民のボランティア活動や地域福祉活動への参加を促進し、支えあいの社会づくりを進めます。

#### 基本施策 2 地域における障害者の自立支援

- 障害者とその家族が身近なところで相談が受けられ、ライフステージに応じた必要なサービスや支援につなげられるよう、障害者相談支援事業所の相談員一人ひとりの資質向上に努め、ケアマネジメント※を活用した相談支援の充実を図ります。
- 障害者の自立を促進するための基盤として、サービスを必要なときに利用できるよう、計画的に基盤整備を推進するとともに、サービスの質の向上に努めます。
- 施設入所者や退院可能精神障害者の地域生活への移行にあたって、地域生活への準備等の支援を行うとともに、安定した地域生活を定着させるための支援を充実します。
- 障害者の自立と社会活動を促進するため、生活支援のための手当の給付や貸付制度の周知に努めます。

#### 基本施策 3 保健・医療体制の充実

- 生涯を通じて健康でいきいきとした生活を送れるよう、心の病の早期発見や生活習慣病の予防など相談や指導體制の充実を図ります。
- 障害の原因となる妊娠中や分娩時の異常に適切に対処するため、周産期医療体制の充実を進めるとともに、乳幼児期における疾病や発達の遅れ、高齢化に伴う疾病等を早期に発見して適切な治療を行い、障害の予防や軽減に努めます。また、医療費が過度の負担とならないよう、経済的負担の軽減に努めます。

#### 基本施策 4 障害者の社会活動の支援

- 関係機関との連携を図りながら、一般就労はもとより福祉的就労<sup>※</sup>も含め、障害者一人ひとりの働く意欲を尊重し、就労の支援と就労機会の充実を図ります。
- 障害者の社会参加を促進するため、障害者のスポーツ・レクリエーション、文化・芸術活動に対する支援や生涯学習の機会の充実を図ります。
- 障害者が安全で快適に移動し、あらゆる社会活動に参加することができるよう、円滑に利用できる交通環境の整備と障害の特性に応じた移動手段の確保に努めます。

#### 基本施策 5 障害児とその家庭への支援

- 障害の原因となる疾病等の予防と早期発見に努め、適切な療育<sup>※</sup>につなげる支援体制を充実します。また、障害児の早期からの療育体制を充実し、障害の特性を踏まえた個別のニーズに対応できるよう療育相談機能の充実を図ります。
- 保育所、留守家庭児童保育室における障害児の受入れを拡充するとともに、保育・発達相談、専門家による巡回指導、研修等を通じて保育内容の充実を図ります。
- 障害の特性や程度に応じて、一人ひとりの個性を伸ばし、持てる力を最大限に発揮できるように、特別支援教育と就学相談の充実を図ります。

#### 基本施策 6 障害者にとって安全・安心のまちづくり

- 障害者はもとより、誰もが快適な生活が送れるよう、障害の特性に配慮した道路や公共施設・都市施設を整備・改善し、バリアフリーのまちづくりを推進します。
- 障害者が安心して生活を送ることができるよう、障害の特性に配慮した防災・防犯対策の充実と交通事故や消費者被害の防止に努めます。

## (2) ライフステージに応じた支援

6つの基本施策の展開にあたっては、ライフステージに応じた切れ目のない支援に取り組みます。

### 乳幼児期（おおむね妊娠・出産から5歳まで）

- 母子保健や各種乳幼児健康診査を充実するとともに、川口保健所や埼玉県南児童相談所、医療機関等の関係機関と連携し、障害の早期発見・早期療育\*体制の充実を図ります。
- 保育所や幼稚園における交流保育を進めるとともに、小学校に入学するための訓練の充実を図ります。
- 子育てに疲れたとき一時的に子育てを休むことができるよう、短期入所事業・日中一時支援事業などのサービスの充実を図ります。

### 就学期（おおむね6歳から17歳まで）

- 障害児の特性や能力に応じて教育の機会を保障するとともに、特別支援教育をはじめ障害児一人ひとりの個性や障害の状況に即した教育の充実を図り、障害児の豊かな人間性と望ましい人間関係の形成、相談活動を通して障害児への援助・指導に努めます。
- 障害について専門的知識を有する指導員を確保しながら、留守家庭児童保育室の受入れ枠を拡充し、放課後児童の健全育成に努めます。
- 発達障害\*のある児童生徒の発達及び円滑な社会生活を促進するため、障害を早期に発見し、支援を行います。
- 学校における就学相談の充実を図るとともに、中学校卒業後の進路について、障害児とその保護者が安心して相談できる場の確保に努めます。
- 福祉サービスを必要とする子どもに対しては、必要なときに必要なサービスを受けられるよう、居宅介護や放課後等デイサービス、短期入所などの居宅支援サービスの充実を図ります。
- 特別支援学校高等部等の卒業後にその人に合った進路として、働く場、訓練の場、日中活動の場が選択できるよう、保健・医療・福祉・労働の各分野の関係機関との連携を図ります。



## 成年期・壮年期（おおむね 18 歳～64 歳まで）

- 障害者とその適性と能力に応じて就労することにより、自立と社会参加を促進します。また、一般企業での雇用が困難な障害者のための福祉的就労\*の場の充実を図ります。
- 障害者が地域で生活を送れるよう、身近なところで相談支援が受けられる体制づくりを推進するとともに、各種福祉サービスの充実を図ります。
- 障害者の社会参加を促進するため、障害者が参加できるスポーツ・レクリエーション活動や文化活動、生涯学習の機会を提供し、より質の高い生活の向上に努めます。

## 高齢期（おおむね 65 歳以上）

- 障害の重度化を予防するため、リハビリテーション医療の充実を促進するとともに、健康づくりを支援します。
- 高齢障害者の社会参加を促進するため、障害者やボランティア等が参加して余暇を楽しむ機会を提供します。
- 生活機能の維持回復や機能低下の防止を図るため、身近なところで相談が受けられる体制づくりを推進します。また、生活上の介護が必要な人には、介護保険サービスや障害福祉サービスの利用を促進し、障害の特性に合わせた支援に努めます。

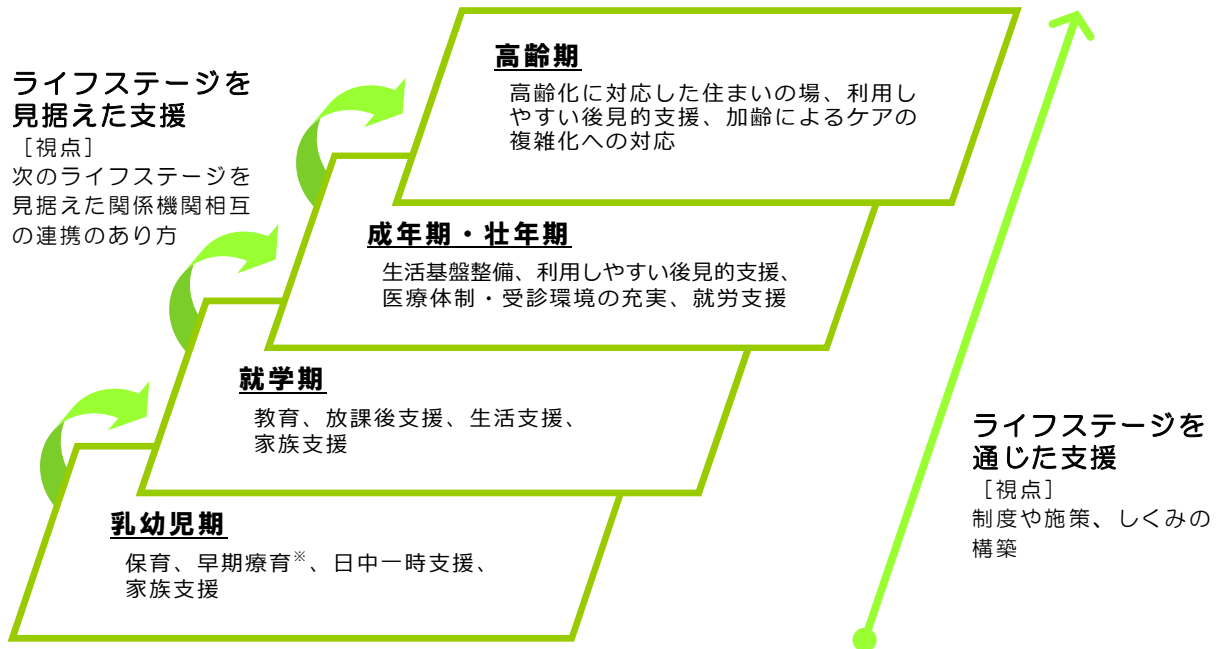
## 生涯を通じて

- 障害者が地域で安心して生活を送れるよう、地域におけるNPOの活動やボランティア活動を支援するとともに、地域での人と人とのつながりを大切にしながら、障害者に対して、自然に援助や支援の手がさしのべられる、心のかよう福祉のまちづくりを進めます。
- 日常生活用具や補装具の支給、自立支援医療などの支援策を推進するとともに、短期入所事業などの介助者のための支援策を充実し、介護疲れやストレスの解消に努めます。
- 障害者の社会復帰を促進するため、保健・医療・福祉・教育・労働等の関係機関が連携して各種施策・事業を進めるとともに、障害者が地域において安心して医療サービスを受けられる環境づくりを推進します。
- グループホームの整備を推進するとともに、重度の障害があっても住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう、市営住宅の整備や既存住宅改造の助成等を通して住宅のバリアフリーを促進します。
- 誰もが一緒に使えるよう、ユニバーサルデザイン\*のまちづくりを推進するとともに、移手段の確保やコミュニケーション支援を充実し、あらゆる社会活動への参加を促進します。



- 地域の安全を守るため、関係機関が連携して支援の必要な人に配慮したきめ細かな防災・防犯対策を推進するとともに、消費者被害の未然防止に努めます。

### ■ライフステージに応じた支援



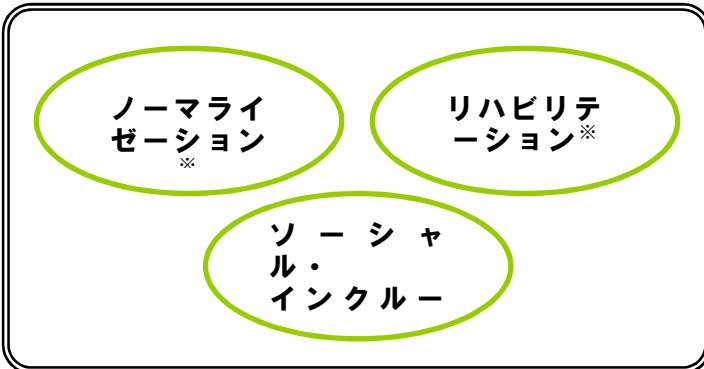
# 〈施策の体系〉

【基本理念】

【基本目標】

ともに支えあう地域の中で、  
すべての人が輝くまち

【基本的な考え方】



基本目標1

市民だれもが自分らしく  
生きることのできる環境づくり

基本目標2

みんなで支えあい、共生できる  
地域づくり

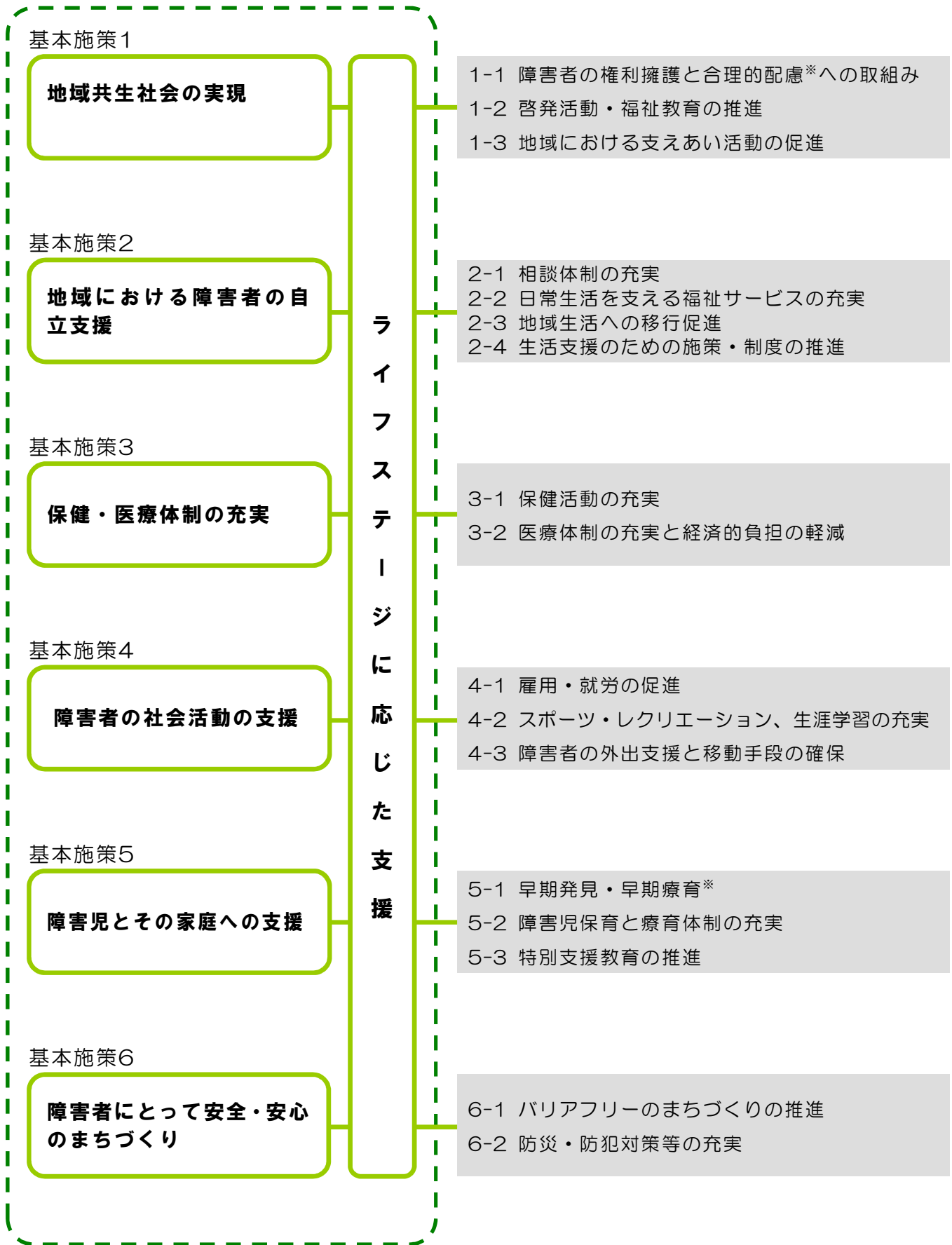
基本目標3

すべての人々にとってバリア  
のない社会づくり



【基本施策】

【施策の展開方向】



## 〈推進事業〉

### 基本施策1 地域共生社会の実現

施策の展開方向	事業名、担当課
1-1 障害者の権利擁護と合理的配慮*への取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者等の権利擁護〔社会福祉協議会〕</li> <li>・ 障害者虐待防止センター事業〔障害福祉課〕</li> <li>・ 権利擁護体制の充実〔長寿支援課、障害福祉課、社会福祉協議会〕</li> <li>・ 「障害者ガイドブック」の内容充実〔障害福祉課〕</li> <li>・ 点字・録音広報等の発行〔障害福祉課〕</li> <li>・ 選挙における投票環境の整備〔選挙管理委員会〕</li> <li>・ 成年後見制度*利用支援事業〔長寿支援課、障害福祉課〕</li> <li>・ 意思疎通支援事業〔障害福祉課〕</li> </ul>
1-2 啓発活動・福祉教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者の理解と共感を促す地域社会づくりの推進〔障害福祉課〕</li> <li>・ 交流及び共同学習の啓発を深める教育の推進〔指導課〕</li> <li>・ ボランティア・福祉教育全体計画等の作成〔指導課〕</li> <li>・ 研究委嘱校における特別支援教育の拡充・深化〔指導課〕</li> <li>・ 障害者への理解を深めるための教育の推進〔指導課〕</li> <li>・ 精神保健福祉に関する普及啓発〔障害福祉課、保健センター、保健所〕</li> <li>・ 広報の充実〔障害福祉課〕</li> <li>・ 「川口市福祉の日」の推進事業の実施〔福祉総務課〕</li> <li>・ 障害者週間*記念事業等の開催〔障害福祉課〕</li> </ul>
1-3 地域における支えあい活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者団体への活動補助〔障害福祉課〕</li> <li>・ 障害者団体連絡協議会との連携〔障害福祉課〕</li> <li>・ 住民参加型福祉サービス事業の推進〔社会福祉協議会〕</li> <li>・ ボランティア育成事業等の推進〔協働推進課、社会福祉協議会〕</li> <li>・ ボランティアの登録・紹介・相談〔協働推進課、社会福祉協議会〕</li> <li>・ ボランティア大学の充実〔社会福祉協議会〕</li> <li>・ ボランティア団体の活動支援と連携〔障害福祉課〕</li> <li>・ 学校教育における福祉教育の推進〔指導課〕</li> <li>・ 教職員の福祉活動への参加促進〔指導課〕</li> <li>・ ボランティアに対する情報提供〔社会福祉協議会〕</li> <li>・ 民間協力団体との連携強化〔障害福祉課〕</li> </ul>

## 基本施策2 地域における障害者の自立支援

施策の展開方向	事業名、担当課
2-1 相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・精神保健福祉相談体制の充実〔障害福祉課、保健センター、保健所〕</li> <li>・相談窓口の充実〔障害福祉課〕</li> <li>・ピアカウンセリング*の実施〔障害福祉課〕</li> <li>・福祉と保健の協力体制の充実〔障害福祉課、保健センター〕</li> <li>・相談機能の充実〔障害福祉課〕</li> <li>・難病患者支援の充実〔保健所〕 <b>新</b></li> <li>・福祉サービス苦情解決制度〔福祉総務課〕 <b>新</b></li> <li>・相談支援事業（障害者相談支援センター）〔障害福祉課〕</li> </ul>
2-2 日常生活を支える福祉サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・紙おむつ支給事業の推進〔障害福祉課〕</li> <li>・障害者短期入所施設「しらゆりの家」〔障害福祉課〕</li> <li>・民間による施設建設の支援〔障害福祉課〕</li> <li>・ホームヘルパーへの研修の充実〔障害福祉課〕</li> <li>・保健福祉専門職の確保〔障害福祉課、保健センター〕</li> <li>・全身性障害者介助人派遣事業〔障害福祉課〕</li> <li>・ふれあい収集〔収集業務課〕</li> <li>・訪問系サービス〔障害福祉課〕</li> <li>・日中活動系サービス（介護・訓練）〔障害福祉課〕</li> <li>・補装具の交付・修理〔障害福祉課〕</li> <li>・入浴サービス事業の推進〔障害福祉課〕</li> <li>・日常生活用具給付等事業〔障害福祉課〕</li> <li>・地域活動支援センター事業〔障害福祉課〕</li> <li>・日中一時支援事業〔障害福祉課〕</li> </ul>
2-3 地域生活への移行促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市・県営住宅の入居の確保〔住宅政策課〕</li> <li>・市営住宅の整備〔住宅政策課〕</li> <li>・無料建築相談の実施〔住宅政策課〕</li> <li>・重度障害者居宅改善整備費の助成〔障害福祉課〕</li> <li>・グループホーム等の整備支援〔障害福祉課〕</li> <li>・通過型施設*設置の研究〔障害福祉課〕</li> <li>・住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録制度〔住宅政策課〕 <b>新</b></li> <li>・地域生活への移行支援〔障害福祉課〕</li> <li>・居住系サービス〔障害福祉課〕</li> <li>・住宅入居等支援事業（居住サポート事業）〔障害福祉課〕</li> </ul>
2-4 生活支援のための施策・制度の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別障害者手当の給付〔障害福祉課〕</li> <li>・障害児福祉手当の給付〔障害福祉課〕</li> <li>・福祉手当（市の制度）の給付〔障害福祉課〕</li> <li>・福祉資金（生活資金）の貸付〔福祉総務課〕</li> <li>・生活福祉資金の貸付〔社会福祉協議会〕</li> </ul>

### 基本施策3 保健・医療体制の充実

施策の展開方向	事業名、担当課
3-1 保健活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・精神保健福祉に関する講座等の開催〔障害福祉課、保健センター、保健所〕</li> <li>・がん検診事業の推進〔保健センター〕</li> <li>・ポピュレーションアプローチ※の推進〔保健センター〕</li> <li>・障害者歯科の健診〔障害福祉課〕</li> <li>・失語症者支援事業及び地域自主グループへの支援〔保健センター〕</li> <li>・精神保健福祉連絡協議会の充実〔障害福祉課〕</li> </ul>
3-2 医療体制の充実と経済的負担の軽減	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者保健医療の推進〔高齢者保険事業室〕</li> <li>・周産期医療体制の充実〔医療センター〕</li> <li>・重症心身障害者への支援〔障害福祉課〕</li> <li>・重度心身障害者医療費の助成〔障害福祉課〕</li> <li>・自立支援医療の推進〔障害福祉課〕</li> </ul>

※新は新規事業

### 基本施策4 障害者の社会活動の支援

施策の展開方向	事業名、担当課
4-1 雇用・就労の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者雇用に関する啓発事業の推進〔経営支援課〕</li> <li>・障害者雇用機会創出事業〔障害福祉課〕</li> <li>・障害者就労支援センターの充実〔障害福祉課〕</li> <li>・市職員への雇用促進〔職員課〕</li> <li>・福祉的就労※の場の充実〔障害福祉課〕</li> <li>・官公需の拡大（関係各課）</li> <li>・日中活動系サービス(就労支援)〔障害福祉課〕</li> </ul>
4-2 スポーツ・レクリエーション、生涯学習の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者の自立活動の支援〔障害福祉課〕</li> <li>・市内公共施設等使用料金の減免〔関係各課〕</li> <li>・スポーツ大会等への参加促進〔障害福祉課〕</li> <li>・障害者スポーツの振興〔生涯学習課、スポーツ課〕</li> <li>・点字・録音図書の貸し出し〔中央図書館〕</li> <li>・障害者の文化活動への支援〔生涯学習課、文化推進室〕</li> <li>・学習機会の充実〔生涯学習課〕</li> <li>・学習・文化活動の場の環境整備〔生涯学習課〕</li> <li>・精神障害者の社会復帰の支援〔障害福祉課、保健センター、保健所〕</li> </ul>
4-3 障害者の外出支援と移動手段の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共交通機関の利便性向上〔都市交通対策室〕</li> <li>・補助犬の普及促進〔障害福祉課〕</li> <li>・公共料金の割引等の周知〔障害福祉課〕</li> <li>・福祉タクシー・福祉ガソリン利用料金の助成〔障害福祉課〕</li> <li>・移動支援事業〔障害福祉課〕</li> <li>・社会参加促進事業〔障害福祉課〕</li> </ul>

**基本施策5 障害児とその家庭への支援**

施策の展開方向	事業名、担当課
5-1 早期発見・早期療育※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児健康診査事業の推進〔保健センター〕</li> <li>・乳幼児の健康管理の推進〔保健センター〕</li> <li>・妊産婦の健康管理の推進〔保健センター〕</li> </ul>
5-2 障害児保育と療育体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害児保育の質の向上〔保育入所課〕</li> <li>・障害児保育の推進〔保育入所課〕</li> <li>・保護者への支援〔<b>保育入所課</b>〕</li> <li>・放課後施策の充実〔学務課〕</li> <li>・障害児通所施設の充実〔障害福祉課〕</li> <li>・障害児等療育支援事業の推進〔子育て相談課〕</li> <li>・子どもの総合的発達支援施設設置の研究〔子育て相談課〕</li> <li>・子ども発達相談支援センター（仮称）の調査、研究〔子育て相談課〕 <b>新</b></li> <li>・障害児（者）生活サポート事業〔障害福祉課〕</li> </ul>
5-3 特別支援教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育相談・就学相談・就学支援の充実〔指導課〕</li> <li>・通級による障害児教育の充実〔指導課〕</li> <li>・交流及び共同学習の推進〔指導課〕</li> <li>・通級指導教室での指導の充実〔指導課〕</li> <li>・特別支援学級への指導補助員の配置〔指導課〕</li> <li>・教職員研修の充実〔指導課〕</li> </ul>

**基本施策6 障害者にとって安全・安心のまちづくり**

施策の展開方向	事業名、担当課
6-1 バリアフリーのまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・バリアフリー法・福祉のまちづくり条例に基づいた施設づくりの推進〔建築安全課〕</li> <li>・川口市バリアフリー基本構想に基づく整備の推進〔都市計画課〕</li> <li>・歩道の整備・改善〔道路建設課〕</li> <li>・歩道における障害物の除去〔道路維持課〕</li> <li>・公園施設の整備・改善〔公園課〕</li> <li>・うるおいのある水辺環境の創出〔河川課〕</li> <li>・土地区画整理事業の推進〔各土地区画整理事務所〕</li> <li>・おもいやり駐車場制度の促進〔都市計画課〕</li> </ul>
6-2 防災・防犯対策等の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉避難所の整備〔防災課、障害福祉課<b>ほか</b>〕</li> <li>・避難行動要支援者登録制度の充実〔長寿支援課、障害福祉課<b>ほか</b>〕</li> <li>・災害時の支援体制づくりの推進〔防災課、障害福祉課〕</li> <li>・自主防災組織の育成〔防災課〕</li> <li>・緊急通報システムNET119の推進〔指令課〕</li> <li>・緊急通報システム事業の推進〔長寿支援課、障害福祉課〕</li> <li>・既存建築物耐震改修補助事業の推進〔建築安全課〕</li> <li>・防犯対策の充実〔防犯対策室〕</li> <li>・交通安全思想の普及〔交通安全対策課〕</li> <li>・消費者被害の未然防止〔市民相談室、産業労働政策課〕</li> </ul>

## 第4章 重点施策「将来にわたる安心施策」

障害者とその能力や個性を最大限に発揮して、その人らしく安心して暮らすことができるよう、障害者施策推進のための主要課題を踏まえ、計画期間中特に重点的に取り組む施策を「将来にわたる安心施策」として位置づけます。

「将来にわたる安心施策」は、障害者の置かれている状況を踏まえ、アンケート調査やヒアリング調査、意見交換会を通して得られたニーズを把握し、真に求めている重点的な施策を設け取り組みます。

他の施策と同様に、障害者を含むすべての市民と市、県をはじめとする関係機関が相互に連携・協働してともに作り上げていきます。

### ■重点施策「将来にわたる安心施策」

1 障害者と家族の高齢化への対応

2 障害者の地域生活支援

3 障害者の雇用・就労支援

4 災害時の障害者への支援体制の整備



# 1 障害者と家族の高齢化への対応

## 【基本的な考え方】

障害者自身の高齢化とともに、介護する家族等の高齢化が進む中、アンケート調査や意見交換の場で、「親亡き後の不安」を訴える声が、多く寄せられました。このことは、各種福祉サービスの基盤整備が進んできた現在においても、依然として家族による支援が大きな力となっていることを物語っています。

また、一方で「親亡き後」のみならず、家族のいるうちに将来を見据えて、障害者が自立できるための支援を始める必要性についても指摘されています。

障害者とその家族が抱えている不安を解消するため、グループホームなどの居住系サービスの充実、**一時入所施設や短期入所施設の充実を図ります**。また、家族の切実な要望である入所施設については、その確保に向けた取組みを進めます。

## 【施策の展開方向】

### ◆生活の場（住まいの場）の確保

長年住み続けている自宅やグループホームなど、自ら住まいを選択し、生活し続けることができるよう、居住系サービスの整備を推進します。

また、契約手続等の支援を行うことにより、民間賃貸住宅への入居にあたっての不安を解消し、地域での生活を支える取組みを進めます。あわせて、障害者が地域住民の一員として暮らせるよう、住民への普及啓発と支えあいの仕組みの構築を進めます。

### ◆入所施設の整備

現在の滞留型施設\*のほか通過型施設\*についても研究し、**併せてグループホームなど**入所施設の確保に向けた取組みを進めます。

### ◆一時入所施設、短期入所施設の充実

家族の急病などにより、障害者への介護が一時的に困難になった場合などに対応する**ため、「しらゆりの家」の充実を図ります**。

### ◆医療や介護との連携の推進

障害者の高齢化・重度化に伴う医療や介護ニーズに対応できるよう、医療や介護の専門職との連携を図ります。

## 2 障害者の地域生活支援

### 【基本的な考え方】

アンケート調査において、市民・関係団体・事業所からは「相談体制の充実」「身近なところで相談ができること」「多様な情報発信」を望む声が多くあげられていました。また、既存の制度では対応できない狭間へのニーズに対して、どのように支援していくかが重要との意見もありました。

障害者が住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、サービス提供方法の改善に引き続き取り組めます。また、必要なときに必要な支援を受けられるよう、障害者相談支援センターの周知など相談支援体制の充実を図ります。さらには、ホームヘルパーの研修への参加を促進し、サービス事業所の質の向上に努めます。

### 【施策の展開方向】

#### ◆相談支援体制の充実

障害者の多様な相談に応じるため、障害者相談支援センター、民生委員・児童委員、主任児童委員、障害者相談員などと市が連携をとり、相談機能の充実を図ります。また、視覚障害者や聴覚障害者、精神障害者など市内で活動している当事者が、障害者やその家族に対してピアカウンセリング※を行えるよう、障害者相談員を中心としたしくみづくりを進めます。

相談内容に応じた適切な相談機関を選択できるよう、各相談機関の専門性の周知に努めるとともに、障害者が身近なところで気軽に相談できる体制を確立します。

#### ◆地域移行支援の充実

障害者（特に精神障害者）が地域で安心して暮らしていけるよう、地域移行の支援に取り組みます。

市内の障害者相談支援センターが中心となり、地域定着を見据えた支援を実施していきます。

#### ◆サービス支援の充実

障害者のニーズに応えるため、適正で安定したサービスの基盤整備を図り、障害者とその家族の支援を行います。また、障害者を介護するホームヘルパーに対し研修への参加を促進し、人材の確保と資質の向上に努めます。

### 3 障害者の雇用・就労支援

#### 【基本的な考え方】

アンケート調査によると、就労（福祉的就労\*を含む）している人は身体障害者が2割強、知的障害者が5割半ば、精神障害者が3割強を占めていました。また、障害者の就労に必要なこととして、事業主や職場の仲間の理解、障害に配慮した施設・設備など企業における取組みを求める意見が多くあげられていました。意見交換の場でも、障害を理解できるよう精神保健福祉士の雇用なども必要ではないか、と障害への理解促進を企業側に求める声があがっていました。

障害者が可能な限り一般就労し定着できるよう、障害特性に応じたきめ細かな就労支援を進めるとともに、一般企業での就労が困難な障害者に対し、福祉的就労の場の充実を図ります。

#### 【施策の展開方向】

##### ◆一般就労の促進

企業の障害者雇用への理解を深めながら、川口公共職業安定所をはじめ関係機関との連携を一層強化し、障害者の一般就労を促進します。

##### ◆障害者就労支援センターの充実

川口市障害者就労支援センターの周知と利用の促進に努めるとともに、職員の資質の向上とセンターの機能の充実を図ります。

##### ◆福祉的就労の場の充実

働く時間や仕事の内容を柔軟に対応させ、障害の状態や適性に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、一般企業での就労が困難な障害者に対し、福祉的就労の場の充実を図ります。~~また、付加価値の向上に向けた取り組みへの支援を行います。~~

## 4 災害時の障害者への支援体制の整備

### 【基本的な考え方】

アンケート調査や意見交換の場において、災害時に心配なこととして、自力での避難や避難所生活の難しさがあげられていました。

災害時において要支援者の支援を迅速かつ的確に行うためには、第1に、日頃から地域における要支援者の人数や居住実態を把握しておく必要があります。第2に、「**川口市避難行動要支援者**登録制度」の情報を行政と地域の関係機関で共有しておくことが大切です。第3には、平常時からあいさつや声かけなどを行い、支援体制づくりや避難訓練に取り組み組んでおくことが重要です。

### 【施策の展開方向】

#### ◆地域で助けあえる体制整備

「**川口市避難行動要支援者**登録制度」への登録・更新を促進し、災害時に活用できるように整備します。また、平常時から地域の支援者と災害時要支援者との関係を構築し、災害時には安否確認や救出活動、避難誘導などを円滑・安全に実施できるよう、自主防災組織の育成に努めます。

#### ◆障害特性に配慮した福祉避難所の整備

障害特性に配慮した福祉避難所の整備、災害用品やストマ装具などの日常生活用具の備蓄、受入れ訓練の実施、災害時の支援者の確保等について検討します。

## 第5章 障害者施策の総合的展開

障害者の現状をはじめ、施策の進捗状況、障害者ご本人や障害児の保護者、一般市民、市内で活動する障害者関係団体、サービス提供事業所等へのアンケート調査やヒアリング調査の結果、意見交換会等で寄せられた意見などを踏まえて、策定委員会で検討した障害者施策推進のための主要課題を解決する取組みを、総合的に展開していきます。

### 施策・事業の記載について

本章で位置づけた施策・事業は、「一般事業」、「第6章サービス必要量の見込み」に示されている「自立支援給付」及び「地域生活支援事業」に区分して掲載しています。

#### ■ 施策・事業の区分

区 分	内 容
■ 一般事業	「自立支援給付」や「地域生活支援事業」に該当しない施策・事業です。
■ 自立支援給付	障害者総合支援法に規定された自立支援給付に基づき、身体障害者、知的障害者、精神障害者等に提供するサービスです。
■ 地域生活支援事業	障害者総合支援法に規定された地域生活支援事業に基づき、身体障害者、知的障害者、精神障害者等に提供するサービスです。

なお、「自立支援給付」及び「地域生活支援事業」の各種サービス見込量やその他詳細については、「第6章 サービス必要量の見込み」をご覧ください。

また、推進事業の方向性欄は、以下の区分に基づき表記しています。

#### ■ 推進事業の方向性欄の表記について

区 分	内 容
維 持	現状のまま継続する事業
拡 充	事業内容を拡大・充実する事業
新 規	平成30年度以降の新規事業
移行事業	中核市移行に伴う事業

※基本施策ごとに、現状、課題、今後の取組みを掲載します。

## 第6章 サービス必要量の見込み

※本章では、主に「障害者自立支援福祉計画」及び「障害児福祉計画」における障害福祉サービス等の提供体制の整備とともに、サービス必要見込量の設定と見込量確保のための方策等を定めます。

### 1 平成32年度の目標値

障害者の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援を推進するため、国の第5期障害福祉計画に係る基本指針や県の方針を踏まえ、平成32年度末における目標値を次のとおり設定します。

また、設定した目標値の達成に向けて、既に在宅サービスや福祉施設を利用している人に加え、特別支援学校の卒業者など、今後サービスの利用が見込まれる人を対象に、自立訓練や就労移行支援をはじめとする日中活動系サービスの利用や居住系サービスの確保、訪問系サービスの充実を図り、地域生活への移行に必要なサービスを具体的に見込みます。

#### (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

##### [国の基本指針]

障害者の高齢化・重度化の状況等を踏まえ、平成32年度末には、

- ・平成28年末時点の施設入所者数の9%以上が地域生活に移行
- ・施設入所者数を平成28年度末時点の施設入所者数から2%以上削減

国の基本指針に即して、施設入所から地域生活への移行を推進するため、第5期計画では平成32年度末における地域生活への移行に関する目標値を設定しました。

本市において福祉施設に入所している人は、平成28年度末現在で●人となっており、平成32年度末までに地域生活に移行する人数を入所者数の9%（●人）とし、目標を設定しました。また、平成32年度末時点の施設入所者数（定員）については平成28年度末時点から2%削減し、●人とします。

地域生活への移行後に、再度入所することなく、地域で暮らし続けることができるよう、グループホームなど生活の場の確保・充実に努めるとともに、適切な地域生活支援に取り組みます。

項目	目標値（H32）	設定方針
地域生活移行者数	●人	平成28年度末時点の施設入所者数（●人）の9%
施設入所者数	●人	平成28年度末時点の施設入所者数（●人）の2%



## (2) 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

[国の基本指針]

平成32年度末には、

- ・保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置

- ・精神病床における1年以上長期入院患者数の設定（65歳以上、65歳未満）

- ・精神病床における早期退院率の設定（入院後3か月時点：69%以上、6か月時点：84%以上、1年時点：90%以上）

~~国の基本指針に即して、長期入院している精神障害者の地域移行を推進するため、第5期計画では平成32年度末における目標値を設定しました。~~

~~本市において、精神科病院に1年以上長期入院している患者は、平成28年度末現在で65歳以上が●人、65歳未満が●人となっています。平成32年度末までに地域生活に移行する人数を65歳以上●%（●人）、65歳未満を●%（●人）と目標を設定しました。また、平成32年度末時点の早期退院率は、国の基本指針と同率とします。~~

精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指し、保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、また川口市自立支援協議会と協力して、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者などとの重層的な連携による支援体制を構築する必要があります。

項目	目標値（H32）	設定方針
協議の場の設置	1か所	国の基本指針
精神病床における1年以上長期入院患者数	65歳以上 ●人	国の基本指針を踏まえた県の目標値が設定
	65歳未満 ●人	
精神病床における早期退院率	3か月時点 69%	国の基本指針
	6か月時点 84%	
	1年時点 90%	

## (3) 地域生活支援拠点等の整備

[国の基本指針]

- ・平成32年度末には、地域生活支援拠点等を少なくとも1つ整備

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域で障害者やその家族が安心して生活ができるよう、支援体制の構築が求められています。本市では、国の基本指針を踏まえ、既に地域にある機能を活用する面的整備型を整備し、今後、支援者間のネットワークや連携の強化に取り組んでいきます。

項目	目標値（H32）	設定方針
地域生活支援拠点等	1 箇所	国の基本指針

#### （４）福祉施設から一般就労への移行等

##### 〔国の基本指針〕

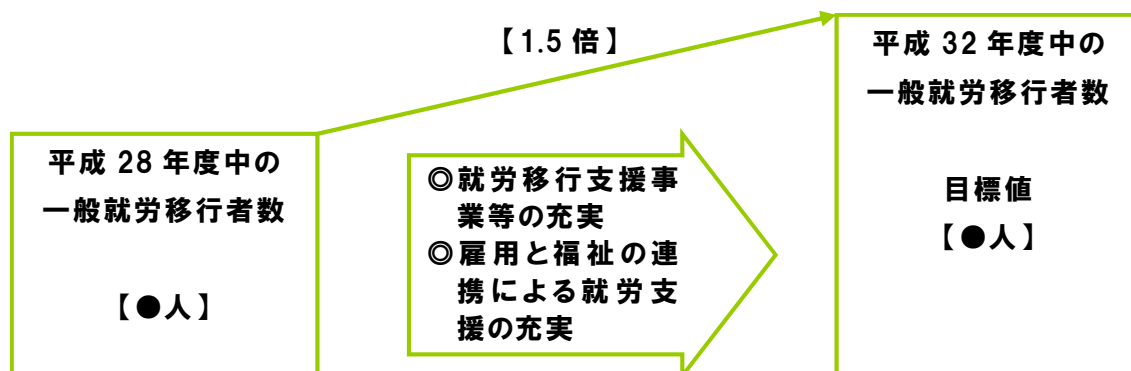
福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を通じた平成32年度中の一般就労移行者数を平成28年度実績の1.5倍以上とする。そのため、

- ・平成32年度末の就労移行支援事業利用者数を平成28年度末の2割以上増加
- ・平成32年度末の就労移行支援事業所のうち、就労移行率3割以上の事業所が全体の5割以上
- ・各年度の就労定着支援事業による支援開始1年後の職場定着率を8割以上

国の基本指針では、平成32年度中における福祉施設から一般就労への移行者を平成28年度実績の1.5倍、県では●倍とする方針が示されています。

本市においては、平成28年度の実績として福祉施設から一般就労へ●人が移行しており、第5期計画においては平成32年度の一般就労移行者数を平成28年度末の●倍である●人と設定し、公共職業安定所や福祉施設との連携のもとで、就労移行支援の充実を図り、目標値の達成をめざします。また、就労移行支援事業利用者数も同様に本市の利用状況等を勘案し、設定しました。就労移行率については、本市の場合、●ある全事業所（平成29年●月時点）が3割以上を達成していることから、引き続き、全事業所3割以上とします。職場定着率は、国の基本指針を踏まえ、8割以上とします。

また、障害者の一般就労への移行を促進するため、障害者等への理解の促進を図ります。



項目	目標値（H32）	設定方針
福祉施設利用者のうち就労移行支援事業等を通じた一般就労移行者数	●人	平成28年度実績（●人）の●倍



就労移行支援事業利用者数	●人	本市の実情を踏まえて設定
就労移行率3割以上の事業所数	全事業所	本市の実情を踏まえて設定
就労定着支援事業による支援開始1年後の職場定着率	8割	国の基本指針

## (5) 障害児支援の提供体制の整備等

### [国の基本指針]

重層的な地域支援体制の構築を目指し、平成32年度末までに

- ・ 児童発達支援センターを1か所以上設置
- ・ 保育所等訪問支援を利用できる体制を構築
- ・ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1か所以上設置

平成30年度末までに

- ・ 保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置

国の基本指針では、障害児への重層的な支援体制の構築や医療的ケアが必要な重症心身障害児への対応が求められています。

本市では、障害児支援の提供体制の確保等に努めていきます。

項目	目標値（H32）	設定方針
児童発達支援センター設置数		
保育所等訪問支援事業所設置数		
児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所設置数		
保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場	<del>1か所</del>	<del>国の基本指針</del>

## 2 目標達成のためのサービス体系

平成32年度までの目標値を達成するためのサービス体系は、次のとおりです。

### (1) 国が定める基準で実施するサービス（自立支援給付）

<b>1 訪問系サービス</b>	1-1 居宅介護（ホームヘルプ） 1-2 重度訪問介護 1-3 同行援護 1-4 行動援護 1-5 重度障害者等包括支援
<b>2 日中活動系サービス</b>	2-1 生活介護 2-2 自立訓練（機能訓練） 2-3 自立訓練（生活訓練） 2-4 就労移行支援 2-5 就労継続支援（A型） 2-6 就労継続支援（B型） 2-7 就労定着支援 2-8 療養介護 2-9 短期入所（福祉型、医療型）
<b>3 居住系サービス</b>	3-1 自立生活援助 3-2 共同生活援助（グループホーム） 3-3 施設入所支援
<b>4 相談支援サービス</b>	4-1 計画相談支援 4-2 地域移行支援 4-3 地域定着支援
<b>5 障害児サービス</b>	5-1 児童発達支援 5-2 医療型児童発達支援 5-3 放課後等デイサービス 5-4 保育所等訪問支援 5-5 居宅訪問型児童発達支援 5-6 障害児入所施設（福祉型、医療型） 5-7 障害児相談支援 5-8 医療的ケア児コーディネーター配置
<b>6 発達障害者等サービス</b>	6-1 発達障害者支援地域協議会の開催 6-2 発達障害者支援センターによる相談支援 6-3 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言 6-4 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発

## (2) 市が行うことが定められているサービス（地域生活支援事業）

- 1 理解促進研修・啓発
- 2 自発的活動支援
- 3 相談支援
- 4 成年後見制度利用支援
- 5 成年後見制度法人後見支援
- 6 意思疎通支援
- 7 日常生活用具の給付又は貸与
- 8 手話奉仕員養成研修
- 9 移動支援
- 10 地域活動支援センター
- 11 その他の事業（任意）
  - ・日中一時支援事業
  - ・社会参加促進事業

### 3 サービス必要量の見込みと確保方策

本市は、平成32年度の目標値の達成に向けて、過去のサービス利用の伸びや新たなサービス対象者等を勘案しつつ、平成30年度から平成32年度の各年度における見込量を設定し、その確保に努めていきます。

なお、本計画で位置づける「サービスの見込量」は、計画期間内での「目安」となる指標です。そのため、仮に計画期間中にサービスの利用が伸びて実績値が見込量を超えた場合でも、サービスの利用や事業者の新規開設等を制限することはありません。

※サービスごとの見込み量と確保方策を掲載します。

## 第7章 計画の推進のために

### 1 各主体の役割

計画を推進するにあたっては、障害及び障害者についての理解や社会的関心を高めるとともに、行政（市）、市民、学校、関係団体、福祉サービス事業者、企業などが、それぞれの役割を果たしながら互いに連携・協力し、一体となって取<sub>り</sub>組むことが必要です。

#### （1）行政（市）

市は、市民の総合的な福祉の向上をめざして、広範にわたる障害者施策を総合的に推進します。

そのためには、各主体の役割を踏まえ、地域における支えあい活動の条件整備に努め、行財政の効率的運営と執行体制を整備するとともに、障害者やその家族等のニーズを的確に把握しながら、地域の特性に応じたきめ細かな施策を推進することが求められます。

施策の展開にあたっては、障害者やその家族の視点に立った施策を展開します。また、政策の形成過程も含めて、障害者のまちづくりへの参加機会を拡充するとともに、必要な情報を提供し、市民の参加と協働に支えられた行政運営に努めます。

#### （2）市民

ノーマライゼーション<sup>\*</sup>の理念を社会に定着させるためには、市民一人ひとりが障害及び障害者に対して十分に理解を深め、心のバリアフリーを達成する必要があります。

その上で、誰もが参加できる行事や地域活動の機会を確保するとともに、地域住民が互いに助けあう共助のしくみを整えるなど、障害者とその家族を地域の中で支援する取組みが重要です。

また、障害者自身の自立意識の向上も重要です。障害者が積極的に社会で活動する意欲を持ち、自らが問題を解決する努力も必要です。

#### （3）学校

障害への正しい理解と認識を深め、思いやりのある豊かな心の育成を図るために、障害児理解教育や特別支援教育校内委員会の適正化を図り、福祉教育や特別支援教育、交流活動を拡充し、障害に対する意識面でのバリアフリーに努める必要があります。

また、障害児に対しては、一人ひとりの障害特性に応じたきめ細かな指導を通して、持てる力を最大限に発揮できる適切な教育を推進し、将来の社会参加と自立をめざしていくことが必要です。

## (4) 関係団体

障害者関係団体に対しては、障害者とその家族の福祉の向上をめざし、自立した自主的な運営と障害者が孤立することなく社会参加できるように努めるとともに、活動に対する地域住民の理解を一層深めるための働きかけを行うことが求められています。また、より多くの障害者関係団体が連携し、団体間で交流する活動に取り組むことが期待されます。

社会福祉協議会に対しては、市民の福祉意識の啓発やボランティアの育成・支援を行うとともに、障害者の権利擁護体制を充実し、障害者の自立と社会参加を支援することが求められています。また、地区社会福祉協議会や地域における福祉関係者、関係機関、関係団体と連携し、今後の地域福祉推進の中心的な役割を果たすことも期待されます。

## (5) 福祉サービス事業者

障害福祉サービスを提供する社会福祉法人などの事業者に対しては、利用者のニーズに応じたきめ細かなサービスを引き続き提供するとともに、利用者本位の理念に基づき、サービスの質をさらに高める取組みが求められます。

また、行政（市）、社会福祉協議会などの関係機関とともに事業者相互の連携を強化し、各機能の相乗効果により地域全体の福祉環境を充実することも必要です。

## (6) 企業等

障害者の自立と安定した生活を実現するためには、障害者の雇用をより一層促進するとともに、障害者の適性や能力に応じていきいきと働き続けられる職場環境づくりが求められています。

そのためには、市内に立地する企業等が地域社会の構成員であるとの認識を持ち、地域に貢献するという観点に立って、障害者の雇用のみならず、バリアフリーの推進などに取り組むことが、今後の大きな役割の一つとして期待されています。

## 2 計画を円滑に推進するための取組み

本計画を円滑に、また効果的に推進していくために、以下のような取組みを推進します。

### (1) 市民との協働体制の構築

計画に基づく施策の推進にあたっては、市民からの意見を積極的に取り入れ、ニーズへの対応を図ります。

#### ◆広聴活動の充実

障害者福祉施策に関する市民意識を把握するため、障害の有無を問わず市民から意見を聴取します。

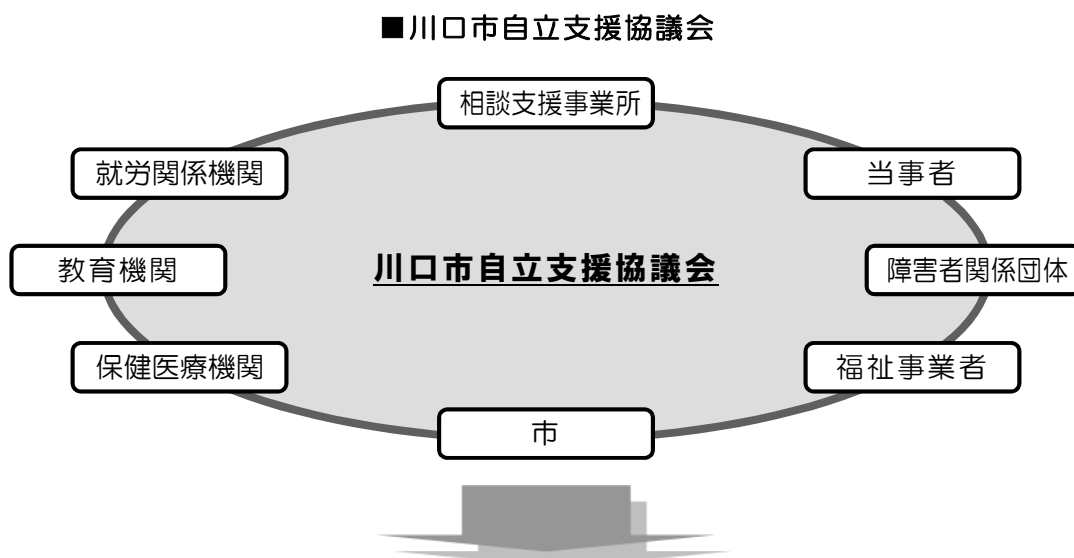
#### ◆計画の評価・見直し

「PDCAサイクル」に則った計画の推進を図るため、「川口市自立支援協議会」において、評価、達成状況の点検を行い、「川口市社会福祉保健審議会」に報告します。

また、自立支援協議会から本計画の達成状況の報告を受けて、その結果を毎年、市のホームページなどで公表します。

#### ◆自立支援協議会による支援

障害者の個々のニーズに応じた適切な援助を行うために、10か所の相談支援事業所を中心に、市、教育、労働、医療、保健、福祉などの幅広い分野のメンバーで構成される「川口市自立支援協議会」において、関係機関が連携し総合的かつ継続的に支援を行います。



相談支援を地域の連携・協働の中心に据えた地域システムとして構築し、地域全体の支援力を高める。

- 各機関の単独でなく、ネットワークで取り組む基盤を整備する。
- 地域全体の課題としてとらえ、各機関の知識・経験を蓄積する。
- 取組みの成果を相互に評価する。

## (2) 連携体制の強化

庁内における関係部署が一体となって計画の推進にあたれるよう、庁内の連携を強化するとともに、密接な連絡調整を行います。

また、障害者に配慮した行政サービスを提供するため、職員一人ひとりが障害及び障害者に対する理解を深め、意識の醸成を図ります。

さらには、本計画を達成するため、国や県に対し財政上の措置・支援を要請するとともに、近隣市との協力のもとに施策を推進します。

### ◆保健・福祉施策の連携強化

障害福祉課と保健・福祉関係部署の連携を強化し、乳幼児から高齢者までライフステージに応じた障害者支援の一層の充実を図ります。

また、障害者福祉施策の充実を図るため、職員研修等を通じて幅広い知識を習得し、職員一人ひとりの資質の向上に努めます。

### ◆国・県・他市町村における福祉施策の情報把握

国や県の動向を的確に把握し、本市の施策推進に活かしていきます。また先進的な取り組みを行っている自治体や団体についても、事業等の情報の収集に努めます。

### ◆国・県による支援策の検討と働きかけ

国や県に対し、障害者施策に関する制度の改善や財政措置の充実・強化を働きかけます。

### ◆障害保健福祉圏域における近隣市との連携

広域的に対応すべき施策に対しては、近隣都市と連携を図り、効率的かつ効果的に事業を実施します。

※資料編として、策定委員会・専門部会の要綱・名簿・検討結果、用語解説を掲載します。